

令和 8 年 6 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第 2 号 6 月 15 日（月曜日）

◎議事日程 第 2 号 令和 8 年 6 月 15 日 午前 10 時開議

第 1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第 1 一般質問

◎出席議員（18 名）

1 番	丸 山 幸 治 君	10 番	玉 置 幸 哉 君
2 番	ヒ・アンキ 恵 子 君	11 番	岡 覚 君
3 番	増 田 修 治 君	12 番	岡 村 千 里 君
4 番	光 清 毅 君	13 番	鈴 木 伸 太 郎 君
5 番	小 川 隆 広 君	14 番	沼 靖 子 君
6 番	島 田 亜 紀 君	15 番	久 世 高 裕 君
7 番	諏 訪 毅 君	16 番	柴 山 一 生 君
8 番	小 川 清 美 君	17 番	柴 田 浩 行 君
9 番	畑 竜 介 君	18 番	大 沢 秀 教 君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	上 原 眞由美 君	議 事 課 長	大 鹿 真 君
統 括 主 査	神 林 亜 弥 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	勝 村 偉 公 朗 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	ふくし部長	前 田 敦 君
子ども健康部長	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	加 藤 憲 夫 君	消 防 長	長 谷 川 敦 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	藤 村 崇 司 君
多様性社会推進課長	小笠原 健 一 君	防災交通課長	吉 野 勲 君
福 祉 課 長	北 川 俊 秀 君	障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君

高齢者支援課長	粥川 仁也 君	健康推進課長	古田 裕三 君
都市計画課長	高木 誠太 君	都市計画課主幹	神林 宏之 君
整備課長	高橋 秀成 君	環境課長	疇地利哉 君
産業課長	山崎 直人 君	学校教育課長	西村 岳之 君
学校教育課主幹	梅田 理奈子 君	文化推進課長	阪下 知宏 君
スポーツ交流課長	坂野 隆幸 君	消防次長兼消防総務課長	村山 弘泰 君
予防課長	吉野 敦彦 君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 皆さん、おはようございます。5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告に従いまして4件の質問をさせていただきます。

まずは件名1、身寄りのない高齢者支援についてであります。

この身寄りのない高齢者への支援につきましては、私自身も以前から大変興味のある内容でしたし、市民からの意見として何回か私の耳にも届いている内容であります。

生活状況や、社会の情勢の変化とともに、核家族化が進み、親世代と同居しない夫婦だけといった小規模な家族形態が当たり前になっているように思います。そのような中で身寄りのない高齢者が社会問題になっており、令和6年6月定例議会では、公明クラブの島田亜紀議員が、名古屋市の事例を参考に質問をされております。今回はそれから2年を経過いたしました。若干の状況の変化もあったかと思しますので、違った角度から質問をさせていただきます。

要旨は1点であります。社会福祉法改正案が施行された場合の本市の対応について伺いたいであります。

最近、コンビニエンスストアで岐阜新聞を購入して読むことがあります。1面記事の見出しが気に入ると買ってくるわけですが、今年4月4日付の岐阜新聞に関係する記事がありました。1面の記事の見出しが、「身寄りのない高齢者、公的支援」でした。そして、7面に「単身高齢者に安心感 終活や見守り支援」としてこの社会福祉法改正案について掲載がされておりました。

身寄りのない高齢者への支援強化を盛り込んだ社会福祉法改正案を閣議決定したということで、いよいよこの身寄りのない高齢者への対策について、国も本腰で動き出したのかなと感じております。

制度は、日常生活や入退院時、葬儀の手続をサポートする。公的な制度が柱になっているとのことです。

そこで、この社会福祉法改正案が成立した場合には、本市としての対応はどのように変化をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） おはようございます。小川議員のご質問にお答えをいたします。

今般の社会福祉法の改正は、国会でその法案が審議されているところですが、内容が極めて広範に及ぶ大きな改正だというふうに認識をいたしております。

お尋ねの身寄りのない高齢者への支援の内容は、日常生活における様々な契約の保証人や入院、施設入所などの際の身元引受人、あるいはお亡くなりになった際の手続など、ご本人とは別の方が行わなければならない手続の支援を法律上の第二種社会福祉事業に位置づけ、低所得の方も含め、誰もが使いやすくするようなものとなっています。

シンプルに言い換えますと、今はその多くを家族や親族が担っている高齢者の支援について身寄りのない方にあっては、社会でそれを担っていこうというものになるろうかと思っております。

現在、当市では、身寄りのない高齢者の支援は主に高齢者あんしん相談センターが行っておりますが、対象となる方は増え続けており、支援の内容も複雑化しつつあります。法律の公布から2年以内に施行されますが、現時点では法案以外の情報を得ておりませんので、ただいま申し上げた当市の情報を踏まえ、実施すべき内容やその担い手についての検討を行っているところであります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。まだまだ法案であることと、施行が法律の公布から2年以内ということで理解いたしました。

再質問をお願いいたします。

冒頭申し上げたように、この身寄りのない高齢者支援については令和6年6月定例議会での一般質問で島田亜紀議員が名古屋市のエンディングサポート事業を題材に、終活支援事業の導入について提言をされました。その際の当局の答弁は、犬山市社会福祉協議会に確認したところ、事業の必要性は理解をしているが、現在は組織の立て直しを最優先に進めていくというものでした。

今回の岐阜新聞の記事でも、社会福祉法改正案の想定では、各市の社会福祉協議会などの支援事業などが支援事業の運営主体ということになっています。あれから2年が経過をしますが、犬山市社会福祉協議会の現状はどうか。今後こういった支援に取り組める体制は見込めるのか、再質問でお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） それでは、再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、犬山市社会福祉協議会では、令和6年度からその運営の立て直しを進めており、令和8年度、つまり今年度ということになりますが、その間の3年間で専門家の指導や助言を受けながら、将来を担う若手職員を中心として、経営基盤の強化、人材の確保と育成、地域とのつながりの強化、あるいは担うべき役割の整理ということを進めておりまして、今般の法改正の動きを受け、当市とともに、身寄りのない高齢者の支援についての検討を進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。大丈夫ですという力強いものではありませんでしたが、着実に立て直しを進めているということで理解をいたしました。

答弁の中に、担うべき役割の整理というものがありませんでした。これも必要なことと思います。立て直しの中で、社会情勢に合った組織に発展できることを期待したいと思います。

再々質問をお願いいたします。

社会福祉協議会の現状については理解をいたしました。私はもう一方で心配しているのは、市役所の側のリソースであります。

社会福祉法改正案の想定では、各地の社会福祉協議会などを支援事業の運営主体とするということでしたが、市役所の、ここと言えば高齢者支援課や福祉課といったいわゆるふくし部が中心になろうかと思いますが、ここが社会福祉協議会と同じ足並みで動けることが大事だと思っております。

もともと、現在でも本市としては、様々な高齢者支援を行っていて、先ほども答弁にあった高齢者あんしん相談センターも機能強化をしてきているというふうに理解をしています。しかし、今後の単身高齢者の増加や法案の支援事業などを考えると、段階的に福祉関連部署の人的リソースを強化して準備をしていく必要があるというふうに考えますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。再々質問でお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） それでは、再々質問にお答えをいたします。

法改正により仕組みが変わりますが、身寄りのない高齢者の支援は、これまでも市として実施をしており、決して真新しいものではないというふうに思っております。法律の成立と合わせ、国からは何らかのアナウンスがあろうかと思しますので、そこで、具体的な内容や担い手を考えることになり、現時点では業務のボリュームを見極めることができません。

確かにふくし部ではそれぞれの部門でお客様が増加しており、業務の内容も多様化、複雑化していますので、体制的には決して余裕があるわけではありません。そんな福祉部の状況をおもんばかってのお尋ねに感謝をいたしますが、与えられたリソースをやりくりしながら市民に寄り添い、誰一人取り残すことがないよう、課せられた役割をしっかりと果たしてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。高齢者支援は大変体力と精神力の両面を求められる仕事と認識をしております。多様化・複雑化する中で、余裕がないというのが本音だと思います。

しかしながら、リソースをやりくりしながら課せられた役割をしっかりと果たしていくと、このことで理解をいたしました。社会福祉法改正の動向を注視しながら、私自身も分析をしてまいりたい、そのように思っております。

では、次の質問に移ります。

件名2、リニア中央新幹線（西尾工区）の犬山の自然への影響についてであります。

こちらにつきましても、岐阜新聞の記事からであります。今年5月8日の日刊紙で、リニア中央新幹線のトンネル掘削工事の影響によって、岐阜県瑞浪市大湫町で地下水位の低下や地盤沈下が発生をしている問題について、大きく報されました。

大変気になったのは、同じ新聞の21面に掲載された関連記事で、「大湫、生態系に懸念、湿地どんどん少なくな」ということで、自然環境への懸念が報じられておりました。

まずは、要旨1点目のリニア中央新幹線（西尾工区）の工事の現状について把握をされているかであります。

私もうろ覚えで恐縮ですが、随分前の話になります。犬山市役所1階ロビーに、リニア中央新幹線関連の資料が置かれていたことがありました。具体的な図面もあり、要旨にもある西尾工区は、ちょうど国道19号線に沿った形で犬山市をかすめるようにトンネルが建設をされます。

犬山市内ではないものの、入鹿池に流れ込む郷川の水源近くをトンネルで貫くと認識をしております。仮に水位の変化があった場合、農業への影響は限定的と考えますが、自然への影響、とりわけ希少種などが生息する湿地帯へは大きく影響すると考えています。

そこで、犬山市はリニア中央新幹線（西尾工区）の工事状況を把握をされているのか。東海旅客鉄道株式会社から情報提供があるのか。特に工事が遅れているとも聞いております。大きな焦点は、既に犬山市に隣接する部分は工事が終わっているのか、それともこれからなのか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

リニア中央新幹線建設につきましては、毎年度、東海旅客鉄道株式会社より、同社が建設に当たり、平成26年度までに実施した環境影響評価に伴う事後調査などの結果報告書が、本市に送付されています。

直近では、令和7年6月26日付で、本市に令和6年度の調査報告書が送付されています。報告書の冒頭では、概要として、令和6年度の工事実施状況も記されており、ご質問の第一中京圏トンネルの西尾工区については、本線トンネル等の掘削工、覆工を実施したとの記述があります。

現時点で令和7年度の調査報告書の確認はできていませんが、例年6月に送付されている

ことから、今回の議員のご質問を受け、東海旅客鉄道株式会社に西尾工区の工事状況について電話で確認いたしました。

そうしたところ、岐阜県多治見市との県境から春日井市神屋町までの全長約4.7キロの区間となる西尾工区は、令和7年度末時点で、工区の北部に当たる犬山市境近辺の掘削は完了しており、現在は工区の南部に当たる春日井市明知町付近での掘削を進めているとのことでした。

なお、毎年送付される報告書については、東海旅客鉄道株式会社のホームページでも公開されており、愛知県のホームページにあるリニア中央新幹線を紹介するページでも、県内の工事状況として、この東海旅客鉄道株式会社のページにリンクが設定されており、誰でも閲覧できる状況となっています。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。ただいまの答弁だと、犬山市境に隣接する部分については掘削が終わっているとのことなので、トンネルを掘ってもそちら側へ水が持っていられるといった心配は取りあえずはないということで認識をいたしました。

答弁にもありました東海旅客鉄道株式会社のホームページ、こちらのほうも調べてみたのですが、なかなかピンポイントの情報というのは読み取るのが難しかったので、今日この場で確認して、私としては取りあえず安心といったところです。

再質問をさせてください。

今の答弁でトンネルは既に掘削し終わってはいるけど、著しい水位低下などは起きてはいないということで認識をいたしました。しかしながら、掘削後もそういった問題が全く発生をしないという保証はないと考えます。

地下水モニタリング結果や河川流量データはあるのか、東部丘陵の自治体や自然環境への影響はどう分析をしているのか、ご答弁をいただきたいと思います。再質問をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

本工事に伴い、東海旅客鉄道株式会社が毎年環境調査を実施し、水質や地下水、流量などのモニタリング結果が本市に報告されており、現時点で最新となる令和6年度の調査結果において、特段の異常は生じておりません。

また、掘削工事は非常に深い地下において、環境影響評価に基づき、適切な環境保全措置を講じながら進められており、環境影響評価においても、水質や地下水等に及ぼす影響は少ないとされているため、本市の東部丘陵の湿地帯や自然環境への影響は生じないものと考えております。

しかしながら、井戸の水位低下や生態系への影響を懸念する状況が生じている他の地域もあるため、引き続き環境調査の結果など動向を注視してまいります。

万が一、市内で水位低下などの現象が生じ、工事の影響が疑われる場合は、東海旅客鉄道株式会社に対して対応を要請してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。東海旅客鉄道株式会社が水質や地下水、流量などのモニタリング結果を本市に報告をしているということで、理解をいたしました。

要旨2点目です。入鹿池流域の地下水の広域モニタリングは必要ではないかとあります。

さきの要旨1の答弁から、東海旅客鉄道株式会社が、きちんと情報を提供している、それを受けているということと、本市に対しても求めた情報を速やかに提出するという姿勢は伺いました。

その上でですが、郷川は入鹿池に注ぎ込む大事な主流の一つであり、この東部丘陵には湿地帯もあります。本市として入鹿池流域の地下水の広域モニタリングを実施する必要があるのではないかと考えますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

東海旅客鉄道株式会社は、環境影響評価に基づき工事を進めており、本市付近の区域については掘削が完了していますが、入鹿池流域の影響は確認されていないことから、現時点では市独自で入鹿池流域の地下水の広域モニタリングを実施する予定はありません。

先ほどの答弁のとおり、東海旅客鉄道株式会社より毎年報告される環境調査の結果を注視し、万が一、水位低下などの現象が生じ、工事の影響が疑われる場合は、同社に対して対応を要請してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。地下水の広域モニタリングについては理解をいたしました。東海旅客鉄道株式会社との関係についても、工事の影響が疑われる場合は対応を要請をするということでしたので、理解をいたしました。

次の質問に移ります。件名3、特定外来生物オオキンケイギクの効果的な駆除についてです。

要旨は1点です。オオキンケイギクの駆除が進むような取組はできないかとあります。

特定外来生物オオキンケイギクについては、令和6年6月議会でも一般質問をさせていただきました。以降、毎年広報でカラー掲載をしていただき、今年は4月の広報で特定外来生物を広く取り扱っていただいたと認識をしております。

しかしながら、主観で述べて大変恐縮ですが、なかなか駆除が進まないどころか、年々増えていっているというふうに感じております。

そこで、インターネットでいろいろ情報を検索すると、オオキンケイギクの花で染めた衣類や雑貨を作るといったアイデアがあり、大変有意義だと感じました。ただ駆除をお願いをしていくよりも、材料となるのであれば、駆除が少しでも進むのかなというふうに思います。効果的な駆除につながるアイデアは、一定の条件下で認めるべきと考えますが、当局の考え方をお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

特定外来生物に指定されているオオキンケイギクについては、外来生物法に基づき、生きたままの運搬が原則として禁止されているため、駆除する際は、根から引き抜いたものを袋に入れて天日にさらし、枯死させた後で運搬していただくようご案内しております。

ただし、国や愛知県に確認したところ、運搬禁止が適用される範囲としては、種子及び種子の付いた花と茎と根から成る生きている個体を指し、種子がまだ付いていない状態の花と茎については、法規制の適用外になるとのことでした。

このため、ご提案いただいたオオキンケイギクの花を用いて草木染めを行う新たなアイデアについては、今申し上げた点にご留意いただいた上で実施が可能となり、有意義な取組になると考えております。

具体的には、根から引き抜き、種子がついていない花だけを草木染めに使い、残りは適切に処分していただく、こうしたことがオオキンケイギク防除の観点から望ましいと考えております。

今回のようにオオキンケイギクの駆除活動促進に向けた新たなアイデアが出された場合は、他自治体の取組を参考にするとともに、国や県など関係機関への法解釈等の確認を行った上で、駆除に有効な取組と認められる場合には、本市としましても周知、啓発等に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。何がいけなくて、どこまでの範疇が問題なのか、大変分かりやすい答弁でした。どうすれば効率的かつ前向きな駆除につながるのか、今日の答弁を基に、私自身も研究をしてまいりたいと思います。

再質問をお願いいたします。

今回、これ初めての経験なんです、6月1日に今議会の一般質問の通告を提出してから今日までの間に、通告書を拝見したということで電話をいただき、熱心に提案をいただきました。今回の要旨に挙げた駆除の促進が進む事例であります。

岐阜県高山市では、特定外来生物オオキンケイギクの駆除に力を入れており、奨励金を出したり、詳細な駆除マニュアルの作成、あとそれに基づく出前講座を実施をしております。飛騨せせらぎ街道のような景勝地を守る、そういった目的もあろうかと思いますが、駆除促進に力を入れていると思いました。

こういう事例を見習うべきと考えますが、当局のお考えをお伺いしたいと思います。再質問をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、岐阜県高山市ではオオキンケイギクの駆除マニュアルを作成し、出前講座を実施して、オオキンケイギクの見分け方や駆除の方法を説明しておみえです。また、出前講座に参加された方が行う駆除活動については、奨励金が交付される制度を創設するなど、独自の取組を実施してみえます。

特定外来生物に関する対応として、当市のようにオオキンケイギクの見分け方や駆除方法などの周知啓発にとどまる市町村が多い中、高山市の取組は、数少ない先進的な事例であると認識しております。

現時点では高山市のような出前講座の実施や奨励金制度の創設などを行う予定はございません。一方で、当市に適した、より効果的な駆除について検討していく必要があると考えますので、国・県からの事例の提供や他市の取組を参考にするなど、情報収集に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。まずは情報収集が大事だということは私も同感です。

今日は質問を通じて、私としては、特定外来生物オオキンケイギクの駆除について、可能性と視野が広がったというふうに考えておりますので、私自身も努力をしてみたい、そのように思います。

次の質問に移ります。

件名4、鉄道と道路の交差の在り方についてであります。

要旨1です。都市計画道路蟬屋長塚線建設と合わせて踏切道1か所が閉鎖される理由を伺いたいであります。

この質問をします理由は2つあります。

1つは、都市計画道路蟬屋長塚線建設に係る住民説明会からであります。過日、羽黒地域の方と意見交換を交わす機会がありました。その際に私は参加をしなかったのですが、楽田ふれあいセンターの住民説明会での説明内容に納得が行かれていない様子でして、訴えられてまいりました。

一方的にその話を信用すれば、なるほど、これから小牧線をまたぐ都市計画道路蟬屋長塚線の立体交差と付き合っていく住民にとっては納得がいかないだろうと感じたからであります。特にこの立体交差の建設に当たっては、楽田11号踏切の廃止が合わせて予定をされているというふうにも伺いました。住民にとっては通勤であったり、散歩であったりと、大変重宝されている踏切とのことでした。

以前の市道富岡荒井線と名鉄広見線の立体交差のように、建設予定地の直下にあるというのであれば、まだ理解が及ぶのですが、建設予定地から離れた場所になります。なぜこの踏切を廃止する必要があるのかを伺いたいと思います。

もう一つは、さきの令和7年9月定例議会における丸山幸治議員の一般質問に対する答弁です。丸山議員の犬山3号踏切の安全対策についてどのようにお考えでしょうかとの質問に対する答弁の中で、国の指針に基づき、踏切内への歩道整備を目的として、拡幅するためには、市内のほかの踏切を廃止することが基本となり、現時点での廃止可能な踏切はありませ

んとのことでした。

どちらも、その地域の住民にとっては大切な踏切なので、どちらが大事という問題ではありませんが、このように答弁をされた中で、実際には楽田11号踏切の廃止を考えているとのことでしたので、この辺りの当局の見解をお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線は、都市計画決定どおり、鉄道の上を道路が通過するオーバーパスを採用しています。また、名古屋鉄道と交差する部分は片側1車線の車道に加え、北側に歩道、南側に自転車、歩行者用の自転車歩行者道を整備します。

国の指針では、都市計画道路蟬屋長塚線のように道路を新設して鉄道と立体交差する際は、既存踏切を統廃合して新設道路へ交通を誘導することとなっています。この指針に基づき、名古屋鉄道株式会社からは、令和7年4月の交差計画協議の回答において、都市計画道路蟬屋長塚線の南側で近接する楽田11号踏切を廃止する旨が示されています。よって、都市計画道路蟬屋長塚線整備後は、楽田11号踏切を廃止する計画としました。

なお、これまで市道整備において、市内3か所の踏切で、名古屋鉄道株式会社との協議により、廃止や規制強化を行っています。具体的には、先ほど議員からもご説明があったものを含みますが、市道富岡荒井線と名鉄広見線の立体交差では、高架橋直下の踏切を廃止、市道犬山富士線と名鉄犬山線の立体交差では、羽黒恩田島町内の踏切を車両通行止めとする規制強化、市道荒井本町線と名鉄小牧線の踏切拡幅では、近接踏切を廃止しています。

また、楽田11号踏切の廃止は、都市計画道路蟬屋長塚線整備に伴うものであり、郷瀬川北側に位置する犬山3号踏切とは関連がないため、整合性を取る必要がないと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。平面交差だけでなく、立体交差でも既存踏切の統廃合の要件になってくるということで理解をいたしました。そういうことであれば、さきの丸山幸治議員への答弁との整合性についても理解をいたしました。

要旨2点目に移ります。名鉄小牧線の立体交差について、これまでの研究と今後の構想について伺いたいであります。

今回、都市計画道路蟬屋長塚線の立体交差について、地域の方々から様々な角度での問題提起をいただいたのですが、私はこれは都市計画道路蟬屋長塚線建設にとどまらず、鉄道と道路の交差について、もっと住民も、そして私たち議員も理解を深めたほうがいいというふうに感じましたし、鉄道と道路の交差に関しては、改良や立体交差を進めるに当たっては、言い方は悪いですが、差し出すものが必要になるのであれば、住民合意を得るために丁寧な対応を積み重ねる、いわゆる経過が必要だと感じました。

それで、要旨の件ですが、都市計画道路蟬屋長塚線の立体交差は、一体いつから計画をされていたんだと思い、犬山市議会の会議録検索システムを遡っていきました。そうしますと、一番古くまで遡れたもので、平成24年の議事録でした。3月定例会が一番古かったのですが、

12月定例会が大変分かりやすく残っておりました。当時の鈴木伸太郎議員の一般質問です。

この中で、当局答弁として、都市計画道路蟬屋長塚線については、名鉄小牧線を高架で越える計画となっているというふうに答弁をしております。

私は、この鈴木伸太郎議員の当時の質問の続きが、経過をどうしたかという意味では重要だと思いました。その質問は、名鉄小牧線の高架・複線化の計画がどうなっているのかで、あります。

当時、当局の答弁は、平成13年度から平成14年度にかけて、羽黒五郎丸地区から小牧市境までの全線を対象とし、連続立体交差について調査を行ったこと、それと、国の支援策の要件を満たしていないこと、将来の必要性は高くないことが答弁をされていまして。しかし最後に、鉄道を高架することによって、地区の連担性を確保することは、まちづくりにおけるハード整備手法としては大変有効でありますので、今後は、費用対効果や人口減少傾向における将来的な今後のまちづくり、これを考慮しながら研究してまいりたいと答弁を締めくくっておられます。

長い時間がありました。これまでどのような研究がされて、研究結果はどのようなものだったのか、当局の答弁をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

名鉄小牧線の高架化につきましては、先ほど小川議員からご説明がありましたが、再度繰り返させていただきますと、平成24年12月定例会の鈴木議員の一般質問では、「平成13年度から平成14年度にかけて調査を実施し、その時点において、人口減少などの理由から、将来的な必要性はそれほど高くないと判断されておりますが、地区の連担性を確保することは、まちづくりにおけるハード整備手法としては大変有効でありますので、今後は、費用対効果や人口減少傾向における将来的な今後のまちづくりを考慮しながら研究していく」と答弁しています。

しかしながら、平成24年の答弁以降においても、人口減少は変わらず、鉄道の連続立体事業は、膨大な財政出動が想定されることから、考慮すべき事案がないと判断したため、新たな研究は行っておりません。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。薄々そうじゃないかなというふうに思っておりました。私としても言いたいことはありますが、誤解している部分が残っている可能性としてありますので、取りあえず再質問をさせていただきたいと思います。

この平成24年12月定例会の鈴木伸太郎議員の一般質問では、小牧線複線化期成同盟会というものがあり、そこで小牧線を鉄道の側を連続立体交差にするんだということで要望しているとのことでした。

最近の予算書、決算書では、この小牧線複線化期成同盟会という文字は見受けられません。小牧線複線化期成同盟会の概要と名鉄小牧線の高架化について、いつまで要望していたのか

お伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

小牧線複線化期成同盟会の正式名称は、名鉄小牧線全線複線化と名古屋市営地下鉄上飯田線早期延伸促進期成同盟会です。この同盟会では、名鉄小牧線全線複線化の促進と、名古屋市営地下鉄上飯田線の延伸等によって、広域的な交通網の充実を図ることを目的とし、昭和53年に名鉄小牧線の沿線自治体である春日井市、小牧市、犬山市の3市をもって組織しています。同盟会では毎年3市の要望を取りまとめ、関係機関に対する要望活動を実施しています。

令和7年度においては、中部運輸局、愛知県、愛知県議会、名古屋市、名古屋市会、名古屋鉄道株式会社の6団体に対し、それぞれの所管事項に応じた要望書を提出しています。

具体的には、名鉄小牧線の全線複線化及び高架化の促進のほか、平安通駅から名古屋市営地下鉄東山線の新栄町駅、または桜通線高岳駅までの区間の早期整備促進、名鉄小牧線沿線開発への支援並びに協力、名鉄小牧線各駅のホームドアの設置やエレベーター、トイレなどの駅施設の整備などを要望しているところです。

これらの要望内容は、同盟会を構成する3市で協議の上、決定しているもので、高架化の促進の要望については、名鉄小牧線全体を対象として取りまとめており、今後も継続して要望していくものと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。ヒアリングでは、どのようなものかしっかり聞き取りができませんでした。今、様々な具体例を挙げていただいたおかげで、私個人の中では過去の地下鉄での勤務経験もあって理解が及びました。

少しお話をさせてください。大変大事なことだと思っております。私、過去の労働組合の経験では、結果を出すために経過を大事にしていまいりました。というのも当時、支部長という立場で一つの運転区を任されて、組合員に説明をするとき、経過を大事にしないと簡単なことなのに、前に進める了解を組合員からなかなか取り付けられない、そういったことがありました。反対に、これは無理だろうと思うことも、経過を大切にしていると、支部長が困っているなら仕方ないかということで現場が収まることもありました。

今回質問させていただいて、件名4全体の整合性について、私は議員ですし、もともとは交通労働組合の人間なので、理解もできます。むしろ、この複雑さが、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、大変面白いなというふうに思いました。

ただ、この鉄道と道路の交差について考えていく上では、まだまだ住民に理解をしてもらうには、経過が全く足りないというふうに考えます。

あと、ヒアリングの際に、安全の面の話をされたのを記憶をしています。当局から安全を述べていただいたということは、大変うれしい部分もありました。私も鉄道屋の端くれとして自負をしておりますので、百も承知です。点呼台で安全の確保は輸送の生命である、これ

を唱和して仕事に取りかかった人間です。

私は、電車を運転していても、踏切のある環境ではありませんでしたが、運転経験があると踏切は怖いと思います。それこそ夜はサーチライトが付いていても怖いと思います。

しかし、地域住民にとっては大事な横断手段です。丁寧な説明とやはり経過の積み重ねが必要だと考えます。これ以上は申し上げます。今日いただいた答弁を今後の関連議案の賛否の判断にさせていただきたいと思います。

これで、私、5番、小川隆広の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、さきに通告しました4件について、順次質問いたします。よろしくお願いいたします。

件名1、RSウイルス感染症についてであります。

近年、RSウイルス感染症は、乳幼児だけでなく、高齢者においても重症化する感染症として注目をされております。特に高齢化が進む中、高齢者の健康を守るためには、感染症への正しい理解と予防対策の推進が重要であると考えます。

RSウイルスは、呼吸器に感染するウイルスで、多くの人が幼少期に感染すると言われております。また、高齢者や基礎疾患を持つ方が感染すると重症化する場合があるとあります。近年は、高齢者施設などで集団感染が発生し、入院や重症化につながる事例も報告をされております。

また、症状は風邪に似ていますが、肺炎などへ進行する場合もあり、特に高齢者にとっては注意が必要な感染症であると認識をしております。

犬山市において、高齢者の健康維持や医療費抑制の観点からも、RSウイルス感染症への理解を深めることが重要ではと考えます。

ここで、要旨1、RSウイルス感染症についてであります。2点、お尋ねをいたします。

1点目、RSウイルス感染症はどのようなもので、どのような症状や特徴があるのかお尋ねいたします。

2点目、感染予防と対策についてであります。市民の皆様の中には、RSウイルスは子どもの病気という認識を持っている方も少なくないと思われます。しかし実際には、高齢者に

においても重症化リスクがあることから、正しい知識普及が必要であると考えます。ＲＳウイルス感染症の感染予防対策はどのようなものがあるのか、２点、お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

ＲＳウイルス感染症は、呼吸器に症状を引き起こす感染症で、生後１歳までに５０％、２歳までにはほぼ１００％の乳幼児が感染すると言われています。感染すると２日から８日の潜伏期間の後、発熱やせきなどの症状が数日続き、気管支炎や肺炎などの下気道症状が出ることもあります。年齢を問わず何度も感染を繰り返しますが、初めて感染する乳幼児は重症化しやすいという特徴があります。

また、慢性呼吸器疾患などの基礎疾患がある高齢者も重症肺炎を起こすことがあります。感染経路では、接触感染と飛沫感染があり、予防には手指消毒やマスクの着用が有効です。治療方法は、ウイルスそのものを退治する特効薬はなく、対症療法となります。

予防接種は妊婦と６０歳以上の方が接種できるワクチンがあります。妊婦の方を対象とした接種は、予防接種法に基づいた定期接種、６０歳以上の方を対象とした接種は、予防接種法に規定がないため、任意接種という扱いになっています。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎７番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

続いて要旨２、ＲＳウイルス感染症ワクチンについて質問いたします。

先ほどの質問では、ＲＳウイルス感染症が乳幼児や高齢者にとって、重症化のリスクがある感染症であることを確認いたしました。そのような中、予防手段として期待されているのが、ＲＳウイルス感染症ワクチンであります。

これまでＲＳウイルスには有効な予防接種がありませんでしたが、近年、ＲＳウイルス感染症ワクチンが実用化され、感染予防や重症化予防に効果が期待されております。国においても、令和８年度からＲＳウイルスワクチン予防接種が開始されたところであります。新たなワクチン制度を市民に分かりやすく周知し、希望する方が適切に接種できる環境を整えることが重要であると考えます。

そこでお尋ねをいたします。令和８年度から開始されたＲＳウイルスワクチン予防接種を犬山市ではどのように実施しているのか、お示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

妊婦を対象としたＲＳウイルス感染症予防接種は、予防接種法に基づく定期接種として、令和８年４月から市が実施主体として接種を行っています。

ＲＳウイルス感染症は、Ａ類疾病という区分に分類されており、社会全体で集団感染を防ぐことや、罹患した場合の重症化を防ぐことに重点を置いた予防接種として、接種を受ける

ように努めなければならない努力義務が課せられています。

接種対象者は、妊娠28週0日から36週6日の妊婦です。母体内でつくられた抗体が胎盤を通じて胎児に移行することで、生まれた乳児が出生直後から予防効果を得ることができるものです。

現在対象となる妊婦につきましては、母子健康手帳の交付時に予診票を発行し、接種の案内を行っています。

なお、令和8年3月以前に母子健康手帳の交付を受けられた方については、個別に案内を送付しています。

接種は産婦人科やかかりつけの医療機関で受けることができ、自己負担額は他の乳幼児等を対象としたA類疾病の予防接種と同様、全額公費負担となりますので無料となっております。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

ここで再質問いたします。

これまでの質問で、RSウイルス感染症は初めて感染する乳幼児や高齢者において重症化リスクがあり、その予防にはワクチン接種が有効であることを確認しました。さらに、妊娠28週0日から36週6日の妊婦には、全額公費負担で予防接種が令和8年4月から接種できるようになったことが確認できました。

しかしながら、任意接種である60歳以上の方にとっては、現状では接種費用が1回2万5,000円以上と言われ、大変高額であり、接種を希望しても、経済的な理由から接種をためらう方も少なくないと考えられます。

高齢者の中には、年金生活者も多く、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチンなど他の予防接種との兼ね合いもあります。その結果、感染予防の必要性を感じていても、接種を見送る方が出てしまうことが懸念されます。

一方で、RSウイルス感染症による肺炎や重症化を防ぐことができれば、入院の減少や医療費の抑制にもつながる可能性があります。

また、高齢者本人の健康維持だけでなく、家族の介護負担軽減や地域医療への負担軽減という観点からも、予防接種の推進は大きな意義があると考えます。

市民の健康を守るためには、国の制度だけに頼るのではなく、自治体独自の支援策についても検討する必要があるのではないのでしょうか。

ここでお尋ねをいたします。RSウイルス感染症ワクチンについて、高齢者が接種する予防接種を助成対象にできないか、お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） 再質問にお答えします。

60歳以上の方を対象としたRSウイルス予防接種は感染及び重症化予防を目的としたものですが、先ほどお答えしましたとおり、予防接種法に規定がないため、個人の判断による任

意接種という取扱いになり、接種費用は全額自己負担となります。

県内では、大府市が60歳以上の慢性疾患を有する方を対象に、1回当たり1万円の費用助成を行っている事例はありますが、多くの市町村では助成を実施していない状況です。本市においても、現在のところ、独自の助成制度を創設する予定はありませんが、今後は、国の定期接種化への動向や県、他市町村における助成状況などを注視してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。RSウイルス感染症は、高齢化社会を迎えた今、新たな高齢者感染症対策として重要性が高まっております。市民が必要な予防接種を受けやすい環境を整えることは、健康寿命の延伸にもつながります。今後、国の定期接種化への動向や、県、他市町の助成状況を注視していただけることに期待を申し上げ、次の質問に移ります。

件名2、若年性認知症についてであります。

今回、このテーマで質問を行うきっかけとなったのは、犬山市在住の若年性認知症を患われた方のご家族から、診断後の生活や仕事、介護について大きな不安を抱えているとの切実な声を伺ったからであります。

ここでお尋ねをいたします。

要旨1、若年性認知症についてであります。

若年性認知症は高齢者の認知症とは異なり、働き盛りの世代で発症することから、本人だけでなく、家族の生活や就労、経済面にも大きな影響を及ぼすと言われていますが、若年性認知症とはどのような病気かお尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

お尋ねの若年性認知症とは、65歳未満の方が病気などにより脳の働きが変化し、記憶力や判断力などが低下し、生活に支障を来している状態とされています。本人や配偶者が現役世代ですから、仕事への影響や子どもへの影響、あるいは親の介護への影響など、高齢者の認知症と比べ周囲が大きな負担を強いられることが多いのが特徴となっています。国の調査などによれば10万人当たり50.9人の方が若年性認知症であるとされています。

また、発症時の平均年齢は54.4歳で、多くの方が仕事や家事をしているため、認知機能の低下があれば、それらに支障が生じ、気づきやすいと思われがちですが、現実には仕事でミスが重なったり、家事が滞ったりしても、その原因が認知症であると考えず、症状が目立つようになって初めて認知症だと分かるということも少なくないようです。

なお、原因についてはアルツハイマー病が半数に及び、脳梗塞や脳出血によるものが続くとされています。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。認知症と聞きますと、多くの方は高齢者の病気というイメージを持たれていると思います。しかし、先ほどの答弁でもありました

が、65歳未満で発症する認知症は若年性認知症と呼ばれ、働き盛りの世代や子育て世代にも発症する可能性があります。若年性認知症は、物忘れだけではなく、仕事上のミスが増える、段取りができなくなる、判断力が低下するなどの症状が現れるとあります。しかし、本人や周囲も疲れているだけ、年齢的なものではないかと考え、発見が遅れるケースも少なくありません。

また、発症した場合には、本人だけでなく、家族や周りの方にも大きな影響を及ぼします。仕事を続けることが困難になったり、収入が減少したり、子どもの教育や住宅ローンなど、将来設計にも大きな影響を与えます。

愛知県の調査結果においても、若年性認知症の方やその家族は、病気そのものだけではなく、就労や経済面、介護、社会参加など様々な課題を抱えていることが示されております。

一方で、若年性認知症は早期に診断を受け、適切な支援につながることで、症状の進行を緩やかにしたり、就労継続や社会参加につなげたりすることも可能であります。そのためには、まず市民の皆様は、若年性認知症について正しく理解をしていただくことが重要であると考え、確認の意味も含めまして、今回お聞きをしました。

続いて、要旨2、若年性認知症を抱える方や家族の方への相談支援体制についてであります。

若年性認知症は診断を受けた後に、様々な不安や悩みが生じます。今後も仕事を続けられるのか、利用できる制度はあるのか、家族はどのように支えればよいのか、介護保険や障害福祉サービスは利用できるのかなど、相談内容は多岐にわたります。しかし、若年性認知症は高齢者だけの問題ではなく、医療、介護、福祉、就労支援など複数の分野にまたがる課題であるため、相談先が分かりにくいという声もあります。実際に相談をいただいた市民の方からは、若年性認知症かもしれないと思ったとき、どこに相談したらよいのか分からないという声をいただきました。

犬山市には、高齢者支援課や健康推進課など、相談窓口がありますが、初めて相談する方にとっては、どちらに相談すればよいのか判断が難しい場合もあります。特に若年性認知症の場合は、発症年齢が若いことから、本人や家族が高齢者支援課に相談するものなのか、まず、健康推進課なのかと迷われることも考えられます。

相談窓口が分かりやすく、市民が迷わず支援につながることを非常に重要であります。また、相談を受けた後も、医療機関や市の窓口などの関係機関と連携をしながら、継続的な支援につながる必要があると考えます。

そこでお尋ねをいたします。若年性認知症の本人や家族が相談したい場合、例えば高齢者支援課と健康推進課など、どこに相談したらよいのか教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

まず、議員が挙げられた健康推進課と高齢者支援課の役割から申し上げますと、ただ、必ずしもご相談いただく際に、若年性認知症だと分かっているとは限りませんので、例えば言

動の変化など、周囲が何らかの異変を感じた場合の支援は健康推進課が担っており、若年性認知症と病院で診断された後の介護保険サービスの利用や専門医による支援を高齢者支援課が担っているという形になります。

しかしながら、市民の方に特段意識していただく必要というのはありません。健康推進課と高齢者支援課はもとより、例えば福祉課など他の窓口にご相談をいただいたとしても、重層的支援体制により、オール犬山でその方の困り事やお悩みの内容に応じ、必要なサービスや関係機関へのつなぎなどの支援をさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。若年性認知症は高齢者だけの問題ではなく、働き盛りの世代やその家族の生活に大きな影響を及ぼす課題であります。本人や家族が不安を抱え込むことなく、早期に相談をし、必要な支援につなげることができる体制づくりが重要であると考えます。

そのためには、市民の皆様に、若年性認知症への理解を広げるとともに、相談窓口を分かりやすく周知し、関係機関との連携を一層進めていただきたいと思います。

私も相談いただいた方に、先ほどの答弁内容をお伝えしてまいります。若年性認知症になっても安心して暮らし続けられる犬山市になるよう期待を申し上げ、次の質問に移ります。

件名3、障がい児の「18歳の壁」問題についてであります。

今回、このテーマで質問をさせていただききっかけになったのは、市内在住の障害のあるお子さんを育てる保護者の方々から、18歳になると、これまで利用できていた支援が受けられなくなる、卒業後の居場所がない、仕事を続けられなくなるといった切実な相談を伺ったからであります。

先日、新聞でも、障害児の18歳の壁が大きく取り上げられていました。記事によれば、特別支援学校高等部に通う間は、放課後等デイサービスなどを利用することができます。しかし、卒業後は生活介護や就労継続支援B型事業所へ移行することとなり、利用時間が短くなるケースが多くあります。その結果、夕方以降の居場所がなくなり、保護者が仕事を辞めざるを得なくなったり、パート勤務へ変更したりするなど、家計への影響も生じております。

また、厚生労働省の調査でも、生活介護事業所の終了時間は午後3時から午後4時頃が多く、保護者の就労継続が困難になることが課題として指摘をされていました。このような問題を新聞記事では、「障害児の18歳の壁」と書かれていたので、このテーマで質問をさせていただきます。

要旨1、障がい児の「18歳の壁」問題についてであります。

2点、お尋ねをいたします。

1点目、犬山市内の事業所の現状について、障害者通所と生活介護、就労継続支援B型事業所の数、利用人数、帰宅時間等をお教えてください。

2点目です。18歳を迎えた後も、重度の知的障害の方や、医療的ケアを必要とする方の中には、1人で自宅にすることが困難な方が少なくありません。しかし、保護者は仕事を続けなければ生活が成り立たず、また、これからは保護者の方の高齢化等も進んでまいります。そのため、学校に通っていた頃は、夕方まで預かってもらえたが、卒業後は午後3時には帰

宅する。親が仕事から帰るまでの数時間をどう過ごさせればよいのかという不安の声を耳にしています。特に独り親世帯や、共働き世帯では深刻な問題であると思います。障害のある子どもを育てながら働く保護者にとって、卒業後の生活設計は大きな課題となっております。

2点目、家族が不在時の対応についての以上、この2点についてお尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目です。令和8年6月1日現在における市内の事業所数と利用者の状況から申し上げます。放課後等デイサービスは19事業所で343人、生活介護は6事業所で139人、就労継続支援のB型は6事業所で239人となっています。

また、それぞれのサービスを利用した後の帰宅時間ですが、放課後等デイサービスは17時30分から18時30分頃、生活介護と就労継続支援B型は15時30分から18時頃までと幅が見られます。

次に、2点目です。利用者の帰宅時にご家族などの介護者が不在で、引き続きの支援が必要な場合は、日中一時支援や居宅介護のような他のサービスを組み合わせて使う方がいらっしゃいます。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

ここで再質問いたします。

先ほど申し上げましたように、障害児の18歳の壁は、単なる福祉サービスの切り替えの問題ではありません。卒業後の居場所の問題であり、保護者の就労継続の問題であり、さらには、世帯収入にも関わる大変重要な課題であります。

新聞記事では、卒業後の居場所不足により就労を諦める保護者も多いと指摘をされています。また、国はこの問題解決に向け、2024年度の介護報酬改定で、利用時間延長への評価を盛り込むなど支援拡充を進めています。しかし、制度改正だけでは十分ではなく、地域で実際に受皿を整備していくことが重要であると考えます。

そのような中、近隣自治体である小牧市では、生活介護利用後も、保護者が帰宅する時間まで支援を受けられる事業所があると伺っております。これは保護者にとって非常に大きな安心につながっていると思います。障害のある方にとっても、自宅で1人になることなく安全に過ごせる居場所が確保されることは大変重要と考えます。

そこで再質問をいたします。小牧市では、介護者が帰宅するまで支援してくれる事業者がありますが、犬山市ではないとお聞きします。犬山市でも、小牧市と同様な支援が行えないか、お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

小牧市では、生活介護と就労継続支援B型のサービスが終了してから、介護者が帰宅するまでの間を、日中一時支援によりつないでいる事業所があり、その点は先ほどお答えした当市と同様となっています。

しかしながら、小牧市と当市では日中一時支援を使うことができる日数、これが異なっておりまして、小牧市は1か月当たり23日まで、当市は原則7日までとなっております。

本来、日中一時支援は事業所の休日など生活介護が使えない週末などに、ご家族が仕事で介護できない場合や、ご家族の負担軽減のために休息が必要な場合にお使いいただくサービスで、放課後等デイサービスなどとの同日の利用は、国の事務処理要領により認められていないものの、当市や小牧市では生活介護と就労継続支援B型が終了した後の利用に限り可能とさせていただいているものであります。

小牧市と同じことができないかというお尋ねに関しましては、犬山市内の事業所では人手が足りず、現時点では困難だというふうに伺っておりますが、当市では、生活介護と就労継続支援のB型において、通常より長時間のサービスを提供する事業所があり、そもそもサービスの終了時間と、ご家族の帰宅時間をつなぐ必要も少ないのではないかというふうに思われますが、不安を抱える方などがいらっしゃれば、長時間のサービスを提供する事業所へのつながりを行うなど、必要な支援を行ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。障害のある方が安心して地域で暮らし続けられる環境を整えることは、本人のためだけではなく、家族の安心にもつながります。また、保護者が安心して働き続けることができれば、経済的な自立や社会参加の継続にもつながります。

障害者福祉は、先ほどもありましたが、制度があるかどうかだけではなく、実際に暮らせるかどうかが重要であると考えます。先日も複数の保護者の方から、この18歳の壁について、長時間にわたって相談、要望をいただきました。

障害のある方にとっても保護者にとっても、これから数十年も続く大きな問題でもあります。犬山市においても、卒業後の居場所づくりについて、引き続き前向きな検討をしていただくことに期待を申し上げ、次の質問に移ります。

件名4、多文化共生についてであります。

近年、犬山市においても、外国人市民の皆様は、地域社会を支える大切な構成員となっております。技能実習や特定技能による就労、また、定住化の進展により、外国人市民の数は年々増加しており、多文化共生社会の実現は重要な行政課題となっていると思います。その中で、外国人市民の方が安心して暮らしていくためには、困り事や悩み事を相談できる体制の充実が欠かせないと思います。

そこで、お伺いをいたします。要旨1、外国人市民の相談内容についてであります。

外国人相談窓口や各種相談機関には、どのような内容の相談が寄せられているのでしょうか。これまでは来日間もない方からの生活相談が中心であったかもしれませんが、定住化が進む中で、子どもの教育、進学、介護、老後など、ライフステージに応じた相談も増えているのではないのでしょうか。

外国人市民の方々が抱える課題を把握することは、今後の施策を考える上で非常に重要であると思います。特に相談内容には、制度上の課題や支援の不足が現れることが多く、市として今後、どのような支援が求められているのかを知る手がかりになると思います。

また、相談窓口にたどり着けていない方もいるのではないかと考えます。言葉の問題や制度への理解不足、相談先が分からないといった理由で、支援を必要としていても、声を上げられない方もいるのではないのでしょうか。そのため、市としては、相談内容だけでなく、相談しやすい環境づくりや周知方法についても、継続的な検証が必要であると考えます。

ここで改めてお伺いをいたします。要旨1、外国人市民の相談内容についてであります。

外国人相談窓口に寄せられる相談内容について、どのような内容の相談があるのか示してください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

外国人市民からの相談対応につきましては、毎週金曜のポルトガル語とスペイン語でできる相談窓口、毎月第4金曜日の中国語、タガログ語、英語でできる相談窓口を市役所に設けています。これらに加えて各課窓口では、窓口通訳者や多言語窓口、電話通訳サービスを活用した相談対応も行っています。

主な相談内容としては、税金や年金、国民健康保険、生活困窮などの相談が多く寄せられています。また、相談窓口では、就労に関する相談や入管手続、本国での各種手続など、市役所業務以外に関する相談も多く寄せられているところです。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。主な相談内容として、税金や年金、国民健康保険、生活困窮などがあることが分かりました。

続いて、要旨2、高齢化の状況についてお伺いをいたします。

先ほど、相談内容について質問いたしました。外国人市民の定住化が進む中で、今後大きな課題になると考えられるのが、高齢化への対応であると思います。これまで外国人市民というと、若い労働世代というイメージが強くありました。しかし、日本で長年生活する方が増え、永住者や定住者も増加する中で、高齢化は確実に進んでいると思います。全国的にも外国人高齢者への支援の必要性が指摘されており、介護、医療、年金、孤独、孤立などの課題が顕在化し始めております。犬山市においても同様の状況が今後進むものと考えられます。

そこで、お伺いをいたします。現在、犬山市に住む外国人市民のうち、65歳以上の高齢者はどの程度おられるのでしょうか。また、外国人市民全体に占める高齢者の割合はどの程度となっているのでしょうか。さらに、市として今後の高齢化をどのように見込んでいるのか、お聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和8年3月末現在、外国籍住民人口は3,016人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は141人です。高齢化率としては約4.7%で、10年前は約5.4%でした。

一方で、10年前の65歳以上の外国籍住民は100人でしたが、この10年間で約1.5倍に増加しています。

また、今後10年間で65歳以上になる外国籍住民は、現在55歳から64歳までの方が235人、そして、その後10年単位で見えますと、45歳から54歳の方は309人、35歳から44歳の方は487人です。

35歳以上の外国籍住民の約9割が永住者、特別永住者、定住者などの長期滞在層であり、外国籍住民数全体が増加傾向にあることを踏まえ、外国人市民の高齢者は今後も増加すると見込まれます。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

続いて、要旨3、高齢者福祉サービスの課題について伺いをいたします。

先ほど、高齢化の状況についてお尋ねをいたしましたが、外国人市民の高齢者が増える中で重要になるのが、福祉サービスを必要な方へ確実につなげることであると考えます。しかし、外国人高齢者の場合には、日本人高齢者とは異なる課題があると考えます。

その一つが、言葉の壁です。介護保険制度や地域包括支援センターの役割、介護サービスの利用方法などは日本人であっても理解が難しい場合があります。外国人高齢者にとっては、制度そのものが分かりにくく、支援が必要であっても利用につながらないケースも考えられます。

また、日本語による申請書や説明文書が理解できないことや、家族が通訳を担わなければならない状況もあるのではないのでしょうか。

さらに、文化や生活習慣の違いから、介護サービスに対する考え方が異なる場合もあります。行政としては、制度を用意するだけでなく、利用しやすい環境を整えることが重要であると考えます。

高齢化がさらに進めば、こうした課題は今後ますます大きくなることが予想されます。誰もが必要なサービスを適切に利用できる環境づくりは、多文化共生社会の実現に欠かせません。

ここでお尋ねをいたします。外国人高齢者が高齢者福祉サービスなどを利用する際、言葉の壁や制度理解が課題と考えますが、どのような対応をされているのか、お示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田ふくし部長。

〔ふくし部長 前田君登壇〕

◎ふくし部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、日本語の理解が十分ではない外国人市民の方が福祉サービスを利用する際には、言葉の壁というものがあろうかと思えます。そのため高齢者の総合相談窓口で

ある高齢者あんしん相談センターの案内チラシをはじめ、介護用品支給事業の申請書やその記載例など、特に利用頻度が高い7種類の書類は、スペイン語など5か国語に翻訳したものを用意するとともに、介護保険料のお知らせなどを郵送でお送りする際の封筒には、6か国語で大切な書類である旨を表示し、内容、中身を確認していただけるようにしているところです。また、窓口や電話での対応の際には、コミュニティ通訳や多言語窓口電話通訳サービスを積極的に活用しているところです。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。介護保険料のお知らせなど郵送で送る封筒に、6言語で大切な書類と分かるように工夫していただいていることが確認できました。

続いて、要旨4、今後の支援について伺いをいたします。

ここまで外国人市民の相談内容、高齢化の現状、そして高齢者福祉サービスの課題について質問してまいりました。これらを踏まえると、外国人市民の高齢化への対応は、今後の多文化共生施策の重要なテーマになると考えます。

現在は高齢者の割合がそれほど高くはないとしても、定住化が進む中で、将来的には介護や医療、認知症、見守り、孤独、孤立など様々な課題への対応が必要になります。特に一人暮らしの外国人高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増えれば、地域とのつながりや見守り体制も重要になります。

また、若年層向けの多文化共生施策だけではなく、高齢期を見据えた支援の視点も必要です。例えば、多言語による介護制度の案内、地域包括支援センターとの連携強化、外国人コミュニティとの協力、介護予防事業への参加促進など、様々な取組が考えられます。

さらに、高齢者支援を担当する高齢者支援課や地域包括支援センター、多様性社会推進課などが連携をしながら、早い段階から準備を進めることも重要であると考えます。

外国人市民の皆様が高齢になっても住み慣れた犬山で安心して暮らし続けられる環境を整えることは、多文化共生社会の発展にもつながるものと考えます。

そこでお伺いをいたします。外国人市民の皆様の高齢化に向けて、市として今後どのような支援を考えているのかお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

外国人市民の高齢化に伴う課題としては、年金、介護保険、生活困窮、就労、住居など様々です。こうした課題に対して、言葉の壁により、必要な支援につながらないことや、制度の理解が不足することなどで、困り事が生じないように、通訳や翻訳の利活用について工夫をしながら取り組んでまいります。

また、ご質問いただきました外国語での相談については、相談内容に応じて関係各所になぐなど、複合的な課題に対しても支援できるよう、相談業務の充実を図ってまいります。

外国人市民の高齢化は、特定の人だけの課題ではなく、市全体の高齢者支援の一環として取り組む必要があるため、関係各所と連携しながら必要な支援に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 諏訪議員の多文化共生について、私からも全体的な見解を申し述べさせていただきます。

犬山市が直面する人口減少という大きな構造転換を前にして、多文化共生というテーマを単なる行政による弱者救済や福祉の充実という視点だけで捉えてはいけないと思っているところです。なぜなら犬山市の外国人市民の数は増加傾向であります。初めて3,000人を超えました。またベトナムやフィリピン、ブラジル、中国、ペルーなどをはじめ、犬山市には世界40か国もの人が住んでいます。この数ある自治体の中から、ここ犬山を生活の舞台として選んでくれていること、それに、この地に長く暮らす永住・定住層が多くお見えになるからです。

現実には外国人市民皆さんがこれからの犬山を維持していく、発展させていくための活力です。また、未来を共につくる主役、パートナーであることを示しているんだとも思っています。その皆さんが犬山が好きになった、これからも犬山に住みたい、犬山の力になりたいと願ってくれる熱意や多様な視点こそが、人口減少に立ち向かう新しい可能性を切り拓くエネルギーになっていくんだとも思っています。だから、これからの多文化共生は、行政が一方的に手を差し伸べる支援から、国籍を超えて共に地域課題を解決し、価値を生み出す共生へとシフトしていかなければなりません。

40か国の多様性が織りなす、誰もが真ん中にあるコミュニティの形成は、外国人市民皆さんにとって住みやすいだけでなく、全ての市民皆さんにとって優しく寛容で魅力的な選ばれるまちにつながっていくんだというふうにも思っています。

多様性を地域の力に変えられるよう、多文化共生社会の実現を、先ほど申し述べさせていただいた答弁のとおり進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 市長からも答弁いただきまして、ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

再 開
午後 1 時 00 分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。3 番 増田修治議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3 番 増田修治議員。

◎3 番（増田修治君） 3 番、創大会、増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告させていただきました 3 件について、一般質問をさせていただきます。

まず、件名 1、市道整備と安全についてということで、今回は道路環境の整備、交通安全、また取組の確認と、今後について伺ってまいりたいと思います。

それでは、要旨 1、ゾーン 30 プラスについて。

自動車の性能は上がってきまして、安全性能は非常に向上してきておりますが、日々ニュースを見ても交通事故が全国各地で多々発生をしてきております。こうした交通事故の 4 件に 1 件はセンターラインのない生活道路で起きていると言われておりますし、自転車については 4 月から法改正がなされたりして、ますます道路の安全、交通安全については考える必要があると思います。

そうした中、生活道路において歩行者や自転車の通行の多い道路を事故防止のために 30 キロ制限として、安全な通行を確保するゾーン 30 といった生活道路対策があります。これは通学路や抜け道として利用が多い道などにおいて、速度超過による事故の発生を抑制するとして、標識や標示を設置して速度規制を行うものです。

また、そこから発展して、令和 3 年 8 月より、歩車共存の手法であるボンエルフの考え方も取り入れたゾーン 30 プラスと言った考え方が出てまいりました。地域の関係者の調査や要望などを基に、道路管理者と警察が検討段階から綿密に連携しながら、速度規制と、またシケインを設けたり、ハンプを設けてスピードを出しにくくするような施策です。添付資料でも付けさせていただきました。

以前のゾーン 30 からさらにステップアップをして運用しやすくなっており、学校周辺などの道路をゾーン指定して安全に通行できるような工夫がなされております。この近隣では、大口町の御供所地区や各務原市の大佐野町地区が取組を始め、スピードを出しにくく計画をされております。

そこでお伺いいたします。ゾーン 30 からゾーン 30 プラスに進化したことで、当市においてもこうしたことから運用しやすくなったのかなと思いますが、学校の周りや住宅地内で道が狭いけど抜け道で交通量の多い道などもあるかと思いますが、こうした計画の検討や警察との協議をしてはどうかと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

ゾーン30プラスは、従来のゾーン30に加え、速度抑制を目的とした道路上に設けられた凸状の構造物であるハンプや、車を強制的に減速させるために設けられたS字やクランク状の連続した急カーブであるシケインなどの物理的デバイスを組み合わせることで、生活道路における歩行者や自転車の安全確保を図る取組と認識しています。

ゾーン30プラスには、自動車の速度を抑制することで、事故の発生率低下や事故被害を軽減するといった効果が期待できる一方、ハンプやシケインの設置で、道路利用者の利便性に影響が出ることや、追加的なコストが発生することも想定されます。

なお、速度抑制に対する対策として、道路交通法の改正により、今年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が30キロに引き下げられます。このことにより、これまで以上に生活道路における安全性の向上が図られるものと考えています。

当市におきましては、法改正による速度抑制に加え、交通安全施設の整備や、交通安全啓発など既存施策を実施することで、生活道路の安全確保を図っていきます。したがって、現時点ではゾーン30及びゾーン30プラスを新たに設置するための検討や警察との協議を行う予定はありません。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。法定速度が下がることと合わせて、こうした心理的遮蔽物があれば、さらに安全性能も、安全意識も高まるのではないかなと思います。今のところ検討や協議はないということでしたが、周辺の自治体では導入されてきており、車で走っていても、ここもそうなんだと感じるようになってきました。事故が発生したから、危険な思いをしたから、こうした思いを持った後に検討という形では遅いような気がしますので、ヒヤリハットと言いますか、危ないなと思った箇所にはまちの安全、通学路の安全のためにも、住宅地のゾーン指定もご一考いただければと思います。

それでは、再質問に移りたいと思います。

少し視点は異なりますが、ゾーンと言われるエリア対策に限らず、局所的対策としても、例えば各務原のにんじん通りの鵜沼を曲がった辺りから、狭さくやカラー塗装、カラー舗装なんかがされていて、速度が出しにくい仕様となっていたりします。自分もこの道を抜け道のようにして時々使いますけども、抜け道として利用される方が多い道として、安全対策がなされているのかなと感じます。

そこでお伺いいたします。こうした、ある一定の路線や道路についても、抜け道としての利用が多いような道路などには、ゾーン指定とは違った視点で、局所的に路線を指定して心理的障害物を設けるなどの安全対策もご一考してはどうかと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

局所的な交通安全対策については、これまでも生活道路や通学路などにおいて、地域からの土木要望やPTA要望を受け、警察との協議や地元の合意形成を図った上で対応してきた

ところでは。

今後も、心理的な障害物の設置も含め、道路施設の整備については、これまでと同様に適切に対応していきます。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。自分も車を運転していると、交通量の多い抜け道のような道を通ると、ハンプであったり、カラー舗装がされたような道路の道を見ることがあります。

様々な切り口から、こうした要望や道路整備の可能性が出てくると思います。こうした取組は、要望からだけではなくて、プロの目線からをきっかけにスタートしたりとか、そういったこともあります。ぜひともこうした取組について研究の上、先ほど言いましたとおり、事故や危険な思いが発生する前に、理解を深めて、こうした整備のご対応いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして要旨2に移ります。

要旨2、旧橋爪子ども未来園周辺の道路についてです。

ここでは1つ事例として挙げさせていただきます。私の住む橋爪地区なのですが、いよいよ未来園の跡地も造成され始め、近くにはドラッグストアもオープンし、非常に地区として盛り上がってきております。これから公園がオープンするということで、よりこの地域も盛り上がってくると思いますし、今後のまちづくりに期待をしているところです。

ここで、以前より課題とされている点について、確認の意味も込めて質問をさせていただきます。

旧橋爪未来園の辺りは集中豪雨が降ると、短い時間ではありますが、勾配の関係上なのか、その周囲に水が溜まってしまって、水が引くのに時間がかかってしまうことがまれに起きたりします。こうした道路冠水は側溝が分からなくなったりしますし、車での通行も危険だったりします。

そこで、確認も含めてお伺いいたします。現在、公園の計画も進んでおりますが、この公園の計画によって雨水冠水に関して、周辺の影響はあるのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

公園整備に伴い、新たな道路冠水対策は行いませんが、旧橋爪子ども未来園跡地に整備する公園は、広さ約3,300平方メートルであり、そのうち85%となる約2,800平方メートルは、雨水が浸透できる芝生や透水性舗装となっています。

この面積は、子ども未来園として使用していたときの園庭など、雨水浸透部分約1,500平方メートルと比較して、1.8倍程度の広さとなっており、公園整備による道路冠水への影響はないと考えます。

なお、平成25年度にこの地区の道路冠水対策として道路側溝整備を行っており、一定の効果があつたと認識しています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。この計画により周囲への影響は少なそうで安心しました。また、こうした公園を整備すれば、物理的に保水エリアが広がりますので、今までよりも改善する可能性もあるなと感じました。

ほかの地域でも豪雨時の雨水冠水などは起きていることと思います。勾配の関係などもありますが、最近の豪雨は以前にも増して、ひとときで降る量が非常に多くなっているため、一時的にでも雨水を貯留できるようにしたり、透水するようにしたりすることで、そういったのは有効な手段だなと思いますので、ご一考いただければ幸いです。

それでは、件名2のほうに移ります。

件名2、防犯・防災についてです。

昨今、匿名流動型犯罪がニュースでも大々的に取り上げられ、栃木県の事件では、実行犯の未成年者と指示役の20代の夫婦、そしてさらに上の海外に逃亡を図る指示役と見られる犯人も出てきていて、非常に乱暴な強盗事件が発生をいたしました。今回の事件は、都心部や住宅密集地でもない郊外の民家がターゲットにされた凄惨な事件でありまして、今までそうした事件とは無縁であったような地域をも網羅するような犯罪が起きてきております。

また、連日のように当市のLINEの情報でも犯罪情報が流れていて、軽微な犯罪から重犯罪まで、様々な物騒な事件が起きてきております。

地域の平和を維持することは、まちの住みやすさのため、住み続けたいと思っていただくまちとなるためにも非常に重要なことです。これは地域を恐怖に陥れ、今後もこうした犯罪への警戒は高めるべき事項であります。

当市においても防犯対策として、補助金を設けたり、ガラスやカメラの設置を推進してまいりますけども、まずは確認としてお伺いをいたします。

要旨1、防犯対策についてです。

2月の一般質問にて畑議員が補助金の件数について答弁をされておりました。ここで違った観点からで、どのような用途が申請をされているのか、利用されていることが多いのかをお伺いしたいと思います。

また、利用者からの要望等あるのか、その辺りをお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

防犯対策費補助金は、住宅侵入盗対策物品の購入に要した費用の2分の1を補助する制度で、上限額は1万円です。令和7年度は185件の申請があり、購入物品で最も多いのは、テレビやカメラが付いたインターフォンで、申請全体の約60%を占めています。次に防犯カメラが約20%で、そのほかにはセンサー付きライト、補助錠、内窓の購入がありました。

なお、現在、制度に関して申請者からの要望などはありません。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。インターホンが多いということで、昨今の犯

罪事情もあり、導入されてきているのかなと感じました。ほかにもカメラなどの用途もあって、防犯意識の高まりを感じます。私も以前、工務店に勤めていたときに、お客さんの家に止めてあった車が盗まれたことから、車庫を造ったり、家に侵入されたこともあってガラスが割られたということもあって、防犯フィルムを施工したり、警備会社と契約をしたというようなことがあります。ですが、今は空き巣の被害じゃなくて、その人がその家に住人がいようとも、防犯カメラがあろうとも、お構いなく武器を持って襲ってくるのが前提の危険な強盗事件が発生をしてきております。

こうした状況を踏まえ、今まで考えられてきたような防犯対策では不十分で、攻撃的犯罪者に対しても対応が必要な事態となっていてきております。例えば、宅配員を装っての強盗なども発生してきていて、警察でも置き配であったり、宅配ボックスの普及を推進していたりします。また、昨今、物価上昇の折、現在、先ほど言われた助成事業では、金額が足りないんじゃないかなといった感覚もあると思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

防犯については、こうした助成事業の助成範囲や助成金額の見直しなどを、いま一度検討してはどうかと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

この補助制度は、令和2年度から開始したものであり、市民の防犯対策の取組を後押しするものと考えています。住宅侵入を防ぐという目的を満たしている物品を対象としているため、補助の範囲については、現状の制度でカバーできているものと認識しています。

また、補助額については、近隣市町と比較しても同水準であり、遜色のない制度となっています。したがって、補助制度の範囲や金額の見直しについては、現時点では考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 市民皆さんの安心・安全を守ることは、市政の最優先事項でありますので、私からも防犯対策に関連して、お答えをさせていただきたいと思います。

6月3日の夕方、犬山市内の住宅に3人組が侵入したとする突然の報道が流れました。驚きました。6月4日の段階でも、市には何ら情報が入ることはありませんでした。その状況で、市民皆さんの安全確保を最優先に考え、その日の夕方の段階で市の判断により、公式LINEや安心メールを通じて注意喚起を行ったところであります。

本来なら、学校周辺や地域における事件、事案については、何よりも早期の情報共有が重要であると思っています。ですから、6月4日に東京の出張から戻り、すぐさま犬山警察署へ情報共有の必要性の申入れをしたところであります。

翌日5日には、犬山警察署との協議の場を設けて、捜査に支障のない範囲で、速やかな情

報共有や今後の緊密な連絡体制の構築について、前向きで具体的な話をすることができました。

このように、常に危機意識を持ちながら、警察との防犯体制の連携強化で、市民の皆さんの日常の安心・安全につなげていきます。それとともに防犯対策事業についても推進してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 市長もご答弁いただきまして誠にありがとうございます。私もそのニュースを見たときに非常に衝撃が走りました。この犬山というエリアでもそういった匿名流動型の犯罪組織が目をつけている。また、近隣の岐阜県でも結構多発していて、この地域ももしかしたらそういった犯罪グループの目星を付けられているのではないかとということで、危機意識を持って今後も私も微力ながら何かご尽力できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、こういった犯罪の傾向が現在は凶悪化してきている部分がやはり否めませんので、犯罪は住宅侵入の抑止だけでは対処も難しくなってきております。警察とも協議の上、様々な対応、対策についても今後も研究いただければと思います。

例えば、先ほど何かご意見はということ伺ったんですけど、補助金を利用された方へのアンケートなども実施して、どういった部分に不安を感じられているとか、ほかにどういった対策をしているかといったものを聞いてみるのもいいかかもしれませんと思います。

自分の店も実は防犯カメラを設置しているんですが、近くで発生した事件や事故の際に警察の方に映像提供をしたことが何度かありまして、こうした店舗や住宅地に付いているカメラや、最近はドライブレコーダーなんかも、犯人逮捕の貴重な証拠として利活用がされていることも増えてまいりました。店舗など道路を映したカメラの普及であったり、ドライブレコーダーも設置を促すことが、自宅だけではなく周囲のまちの安全にもつながると思います。より強固な防犯対策が必要となってきたことも合わせて、凶悪化したことで防犯意識が今までになく高まっておりますので、様々な角度から啓発や普及のほどよろしくお願いいたします。

それでは、要旨2のほうに移ります。要旨2は、防災の観点から伺ってまいります。

要旨2、危険物保安について。これはちょうど先週、危険物安全週間であったこともあったので、伺ってまいりたいと思います。

今回、添付資料のほうに今年度の危険物安全協会の啓発ポスターも添付をさせていただきました。現在、ナフサショックもあって、シンナーなどがどこも枯渇しているというような状況ですが、ここで一番怖いのが、シンナーなど危険物の買いだめ、また不適切な保管です。シンナーは第四類、引火性液体のうち第一石油類であって、指定数量も200リッターと割と少量においても、適切な保管を行わないといけないような危険物です。また塗料についても、酸化による発火の危険性もあります。そこで、今回は注意喚起も兼ねての質問をさせていただきます。

こうした危険物の保安、保管に対しては、当市に事業所のある工場や企業、また個人などに対しても注意を促していく必要があると思います。

そこでお伺いいたします。市としてどのような注意喚起や指導を行っているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

長谷川消防長。

〔消防長 長谷川君登壇〕

◎消防長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

事業者及び市民の皆様への指導と注意喚起について、初めに、危険物安全週間での取組についてご説明します。

市内の危険物取扱事業所に対しましては、施設の構造や設備、取扱いなど、危険物の管理状況をチェックする自主点検の励行をお願いするとともに、啓発ポスターを配布し、従業員の保安意識の高揚を図っております。

市民の皆様に対しましては、市内事業所等への立て看板や、歩道橋の横断幕の掲出のほか、わん丸君バスへの啓発ポスターの掲示を行っています。また、予防課職員が愛知北エフエムに出演し、ガソリンや塗料など、生活に身近な危険物の安全な取扱いについて説明するなど、広く啓発を行っているところです。

次に、年間を通じての取組についてご説明します。

市内事業所に対しましては、年間計画に基づき立入検査を実施しており、危険物の貯蔵や取扱い等に不備が認められた場合には、改善指導を行うなど、法令遵守の徹底を図っております。また、危険物防火安全協会による研修等の取組も定期的に行っております。

個人の皆様に対しましては、家庭内での危険物の取扱いについて、春、秋の火災予防運動週間などの機会を捉え、市広報やホームページ等を活用し、これまでも注意喚起を行ってまいりました。今後はそれに加えて、より具体的にシンナー等の危険性や、ご家庭での正しい保管方法について注意喚起を行ってまいります。

議員ご指摘の社会情勢の変化も注視しながら、事業所及び市民の皆様一人一人への啓発と指導を推進し、危険物による火災の予防に取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。特に石油類だったり塗料というのは、保管とか処分を気をつけないといけないような物質でありますし、火災などにつながった場合、消火も水ではできなかつたりしますので注意が必要です。

こうした資材の保管については、個人でも気をつけていただけますよう、危険物週間に限らず、今後も注意喚起のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続いて件名3のほうに移ります。

件名3、脱炭素について。

こちら省エネ対策、熱中症対策として昨年9月にエアコンについては質問をさせていただきました。そして、今年度から省エネ家電補助金というものが創設をされました。前回の質問でも、エアコン2027年問題についてはお伝えをさせていただいておりましたが、想像以上にニュースでも多く取り上げられていまして、今年はエアコン工事が非常に多くなっている中、資材が不足しているということも聞きますので、高効率エアコンをお求めの際には、ぜ

ひ早めにご利用いただきたい助成事業であります。

今回はエアコンではなくて、次なる大きな問題としてタイムリミットの迫っているLED照明の計画や節電について伺ってまいります。

LED化につきましては、大分前から報道などでも情報を発信していたこともあって、認知されているところと思いますが、まだ先でいいやというスタンスで手つかずな方も多いのかなと思います。

ですが、LED2027年問題と言われるものもあります。これは初期導入したLEDの寿命がそろそろということと、大規模な切り替え交換、また保守のタイミング、蛍光灯からLEDへの切り替えが同時に進むことによって、資材の不足や高騰を危惧したような課題です。そして、昨今はそこにナフサ関連の課題も出てきたため、照明器具についても資材が不足、高騰していく傾向が見受けられます。

公共施設については、何度か報告をいただいているとおり、順次進めていて、大方の工事は完了したことと思いますが、2027年度末で蛍光灯の製造、輸出入が全面禁止されて、今後はLED照明への完全移行が進んでまいります。これからは例えば公民館であったり、市内事業所などもLEDへの移行というのが大きな課題になっていくのではないかなと予測されます。

そこで、まずは要旨1、公共施設についてです。

公共施設のLED化工事は、令和7年度完了という計画でありましたが、完了をしたのかどうかの確認の意味で、お伺いをさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

公共施設LED化につきましては、地球温暖化対策の一環として、環境課が所管して進めており、令和4年度に決定しました実施方針に基づき、令和6年度及び令和7年度において重点的に工事を実施し、当初予定していた施設について計画どおり完了いたしました。

対象施設は今後、大規模改修に合わせてLED化する施設等を除く109施設を対象とし、小中学校や子ども未来園をはじめ、福祉施設、市民活動拠点施設、公民館、公衆便所などで工事を実施いたしました。

街路灯や公園灯のLED化については、所管課である土木管理課において計画的に進められており、残り203基の街路灯を令和11年度までに完了する予定でございます。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。LED化が進んだことで、カーボンニュートラルへも一歩前進したのかなと思います。ほかにも築年数の古い公共施設には、照明器具以外にも古い設備がついていると思いますので、燃費が悪いというか、低効率な設備は多々あると思います。今年も非常に暑い日が続くと思われますし、照明器具に限らず、節電や節水、またペーパーレスなどに取り組んで、環境負荷を少しでも減らせればと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

カーボンニュートラルを市として目指していく上で、やっぱり当市がオピニオンリーダーとして行政もですし、職員も節電意識を持って市民に発信していくことは大切だと思います。また、昨今は電気代の高騰も激しくなっておりますので、少しでも節電などへの意識を持って取り組んでいただければと思いますが、市としての公共施設への節電であったり、使う側への意識醸成はどういったことを行っているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

市が一つの事業者としての立場から、自らの事務や事業により排出される温室効果ガスを削減するため、取り組むべき施策を取りまとめた計画として、第3次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】改訂版を令和6年度に策定しております。本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくもので、市民や事業者の規範となる取組が求められており、計画や実績を公表することで、市民や事業者への自主的な取組を促すきっかけにすることも目的としております。

その取組の柱の一つとして、運用改善による省エネの推進があり、全職員が高い節電意識や省エネ意識を共有し、積極的に行動することで、省エネ推進を目指しております。このため、環境課より全職員に対して、無人エリアや不使用時は消灯するなどの適切な照明利用や、ブラインドやカーテンを活用した効率的なエアコン使用などの実施を呼びかけております。

また、環境省が提供している支援システムを活用し、各施設の所管課から電気やガス等のエネルギー使用量や使用料金の報告を毎月受けており、エネルギー使用量の増減理由の分析を求めるなど、毎月の報告を通じてエネルギー使用量の把握及び節電を促しております。

本市はゼロカーボンシティを宣言しており、実現のためには、設備更新によるエネルギー効率の向上とともに、設備を使う職員の節電や省エネといった意識と行動が伴うことで、より効果が高まるものと考えておりますので、市民の皆様の規範となるよう取組を推進し、市民の方にもこの取組をご理解していただけるよう周知することにも努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ご答弁ありがとうございます。様々な取組が見える化して、数値を分かるようにしていることが分かりました。そうした数値を出すことも大切ではありますが、最後のほうに言われていたとおり、意識醸成というのが何より大切なと思います。

今、ZEHだったりZEBといった手法で環境負荷軽減の手法もありますが、ここで基本に立ち返って、まず取り組める節電意識の醸成は非常に効果大きいと思います。自分はちょっと寒がりということもありますけども、議場であったり会議室もたまにちょっと寒いと感じることがあったりしますので、1℃でも温度を上げてもらえると、そういうのもいいかなと思います。あくまでも推進する側として少しでもできることからと思いますので、今後とも取組のほどよろしく願いいたします。

そこで、続きまして、要旨2、デコ活についてです。

先ほどは庁内の省エネについて伺ってまいりましたが、それを実行に移す一つの考え方と

して、デコ活といったものがあります。添付にて資料を付けさせていただきました。

デコ活といった言葉ですが、2022年に環境省が掲げた「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のことです。この活動は広がりを見せていて、自治体や企業、各種団体などがデコ活宣言を行っていて、愛知県でも多くの自治体がデコ活宣言を行っていたり、著名な企業も宣言を行っていたりします。

先ほどLED2027年問題といった課題を挙げさせていただきましたが、これについては住宅に限らず、中小企業や小規模店舗、また公民館とか神社、アパートやマンションなども早急に進めていく必要があつて、これからこの問題についても、エアコン2027年の問題のようにさらに報道が増えていくと思います。

そこで、こうしたデコ活宣言を行うと同時に、民間の方々へのLED化のさらなる推進や、省エネの訴求などもできるのではないかと思います、挙げさせていただきました。

そこでお伺いたします。現在、環境省が推進しているこのデコ活宣言やデコ活応援団に当市も参画して、脱炭素、エコな暮らし、省エネ家電などの普及を推進してもどうかと思いますが、当局の見解をお伺いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

本市ではデコ活の前身であるクールチョイスに賛同しており、このクールチョイスとは省エネ製品への買い替えやサービスの利用、ライフスタイルの選択といった日々の生活の中で、地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動として、国が推進してきた取組のことであり、犬山市においても、第2次犬山市環境基本計画では、市の取組内容として、市民や事業者に対してクールチョイス運動を呼びかけることを位置づけております。

クールチョイスへの賛同意向、市民を対象としたエコライフセミナーや子ども向け省エネ講座などを実施いたしました。また、市民だけでなく、観光客にも広くクールチョイスを呼びかけるため、城下町等の店舗にご協力いただきながら、周知パネル等を設置するなど、普及啓発に努めてまいりました。

そうした中、国は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネ家電やLED照明への転換、次世代自動車への乗換えなど、脱炭素につながる国民の行動変容やライフスタイルの転換を強力に後押しするため、クールチョイスからデコ活へと国民運動を進化させてまいりました。

こうした国の動きや社会情勢等を踏まえ、今年度、第2次犬山市環境基本計画の改定を行いますので、改定を契機として、クールチョイスからデコ活への移行を行い、脱炭素やエコな暮らしの推進について普及啓発を図ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。デコ活に進化をしたことで、こうした取組をさらに進めることは、当市もデコ活の当事者となって、環境負荷に対するオピニオンリーダーとなることでもあると思います。

当市にお住まいの皆様へ訴求していくと同時に、当市も先頭を切って環境負荷軽減、省エネなどにも取り組んでいただければと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時45分まで休憩いたします。

午後1時40分 休憩

再 開

午後1時45分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、公明クラブ、島田亜紀です。議長よりお許しをいただきましたので、通告した2件について、順次質問をさせていただきます。本日はこれまでお声を聞かせていただいた皆様のお顔を思い浮かべながら、感謝の気持ちを込めて質問に立たせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

件名1、災害級の暑さから子どもの命を守る熱中症対策について。

近年の夏の暑さは猛暑を超え、災害級とも言われる状況となっております。気象庁による熱中症警戒アラートの発表も常態化し、熱中症は命に関わる重大な健康被害として、社会全体で対策を講じることが求められております。

特に体温調節機能が未発達な子どもたちにとっては、大人以上に、熱中症のリスクが高く、学校生活や登下校、部活動、屋外活動など、様々な場面で細やかな配慮が必要であります。昨年も全国各地で児童生徒が熱中症により救急搬送される事例が相次ぎ、もはや気をつけましょうという呼びかけだけでは、子どもの命を守ることはできません。

猛暑が常態化する中、時代に合わせた実効性のある対策が求められております。私自身、4月から東小学校の子どもたちと一緒に、自宅から学校まで見守りを兼ねて歩いてまいりました。また、週に一度は城東小学校、中学校の通学路にも足を運び、子どもたちの様子を見させていただいております。

現場で感じるのは、年々厳しさを増す暑さの中で、子どもたちが懸命に登下校している姿です。これからは暑さに慣れるのではなく、暑さから命を守るという視点で、新たな時代にふさわしい対策を進めていくことが必要ではないでしょうか。

そこで、本市における熱中症対策について、以下、質問させていただきます。

要旨1、現状認識についてです。

犬山市における児童生徒の熱中症の発症状況とその要因をどのように分析しているのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

小中学校における熱中症につきましては、毎年一定数の報告があり、その多くは体育の授業や部活動、学校行事など、屋外での活動時に発生しています。昨年度は熱中症と見られる症状により、保健室を利用した児童生徒は188件あり、そのうち登下校中に発生したものは25件でした。それらのほとんどは軽症でしたが、うち1件については症状が重かったため、救急搬送が行われました。要因としましては、高温多湿な気象条件、体育や部活動の内容や活動時間、水分、塩分補給の状況、暑さへの慣れの程度などが複合的に影響しているものと考えられます。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。

昨年度、熱中症と見られる症状により188件もの保健室利用があり、さらに救急搬送に至った事例もあったことは大変重く受け止める必要があります。熱中症は起きてから対応するだけでなく、起こさないための予防が何より重要です。

また、登下校中にも25件発生していることから、体育や部活動だけでなく、通学時を含めた総合的な対策が求められます。高温多湿や活動内容、水分、塩分補給など、様々な要因が複合的に影響しているとの認識が示されましたが、だからこそ、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細やかな対策と、学校・家庭・地域が連携した取組が一層重要であると考えます。

要旨2に移ります。登下校時の日傘活用についてです。

登下校時における熱中症対策として、日傘の活用やネッククーラー、冷却グッズの使用など、子どもたちが安全に通学できる環境づくりについて、どのように推奨、周知しているのかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えいたします。

まず、登下校時の日傘の使用についてお答えいたします。

全ての小中学校において使用を認めており、熱中症対策の一つとして、保護者にも周知を行っております。また、児童生徒には利用に当たって十分視界を確保して、周囲の歩行者や通行車両へ注意を払うことや、振り回すことなどをしないよう、周囲の安全に配慮した適切な取扱いをするよう指導を行っております。

そのほかネッククーラーについてお答えいたします。

ネッククーラーにつきましては、登下校時の熱中症予防の観点から、ご家庭での判断で使用するについては学校では制限はしておりません。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

再 開
午後 1 時54分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） 登下校時の日傘の活用とネッククーラーの活用については、答弁のとおりです。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。日傘の使用を全ての小中学校で認め、保護者への周知や安全面の指導を行っていることは評価したいと思います。一方で、近年の猛暑は災害級とも言われる状況であり、熱中症から子どもの命を守るためには、単に使用を認めるだけでなく、日傘が必要な子どもが周囲を気にすることなく安心して利用できる環境づくりも重要です。私自身、帽子を着用し、日傘を差して、暑さへの対応として有効であることを子どもたちにもしっかりと伝わるよう心がけながら、その普及に努めております。

また、安全面への配慮はもちろん必要ですが、安全上の注意を理由として、利用をためらうのではなく、熱中症予防の効果と安全対策の両立を図りながら、日傘の活用を積極的に後押ししていくことが大切であると考えます。

次に、要旨3です。学校での水分補給についてです。

熱中症対策としては、水分補給が重要であると思いますが、児童生徒が自宅から持ってきた水筒が、特に暑い日にはすぐに空になるケースもあります。子どもたちの水分補給ができる環境について、現状と課題をお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、熱中症予防には小まめな水分補給が重要であり、小中学校において必要に応じて水分補給を行えるよう対応しています。各家庭から持参したお茶などが不足した場合には、校内の浄水器を利用して水を補給できるようにしたり、学校の規模にもよりますが、給食時の余剰のお茶を補給できるようにすることで、学校ごとに児童生徒に対し、適切な水分補給ができる環境づくりに努めております。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。水分補給の重要性を認識し、各学校で浄水器や給食時のお茶などを活用しながら、対応していただいていることはありがたいと思います。

一方で、近年の猛暑は従来とは異なるレベルにあり、熱中症予防のためには、飲物が足りなくなったときの対応だけでなく、子どもたちがいつでも安心して十分な水分補給ができる環境を整えていくことが、ますます重要になっております。

また、学校の規模によっては対応に差が生じることなく、どの学校でも必要な水分を確実に補給できる体制を維持していくことが、子どもの命を守る上で大切であると考えます。そのため、既存の浄水器の活用に加え、近年、災害級と言われる暑さを踏まえれば、より手軽に冷たい水やお茶を補給できるウォーターサーバーなどの設置についても、今後検討していく必要があるのではないかと考えます。

次に移ります。要旨4、ネッククーラー、ごめんなさい、先ほどこちよって言ってしまったんですがいいですか。ネッククーラーを使用している児童生徒がいますが、登校時はよくても下校時には溶けてしまっている。また、長距離の児童生徒は登校途中で溶けてしまっている現状があります。東小学校ではPTAの父兄の方からの声で、学校で冷却してもらえるようになったと伺っております。市内の学校内に冷凍庫を設置するなど、冷却できるようにできないか、お尋ねいたします。

一昨年からは、蟹江町においては、遠距離通学のある2校でネッククーラーを冷却するための冷凍庫を設置されたそうです。大変好評であったことから、昨年よりも全校へ設置を拡大したという事例もあります。また扶桑町では、企業からのご厚意で冷凍庫を設置したことを伺いました。こうした先進事例を参考にしながら、本市においても学校で冷却できる環境整備についてお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えいたします。

下校時に冷えた状態のネッククーラーを用意するための冷蔵庫や冷凍庫の設置につきましては、学校の規模によって設置場所、購入費用、維持管理や運用面における人的負担などの課題がありますので、冷却を目的とした冷蔵庫の設置は考えておりません。

今後も、他自治体の取組や様々な冷却用品の動向を注視し、児童生徒の熱中症対策を進めてまいりたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。ネッククーラーの使用を認めて、熱中症対策として柔軟に対応していただいていることはありがたいと思っております。一方で、近年の猛暑は災害級とも言われる状況であり、冷却用品の効果を十分に発揮させるための環境整備についても今後の検討課題であると考えます。

冷凍庫の設置については、設置場所や維持管理、人員負担など様々な課題があることは理解いたします。しかし、子どもの命と健康を守ることを最優先に考えれば、既存設備の活用や保健室への限定的な設置など、負担を抑えながら実施できる方法について研究を進めていくことも重要ではないでしょうか。

また、答弁にもありましたように、他自治体の取組や冷却用品の進歩は日々変化しております。ぜひ最新の知見を積極的に取り入れながら、子どもたちが安全に登下校できる環境づくりを進めていただきたいと思います。

では、次、要旨5に移ります。地域ぐるみの見守りについてです。

先日、うれしい出来事がございました。登校途中にお住まいのご婦人が1年生の子の手をつないで、にこやかに話しかけながら学校まで一緒に歩いてくださっていました。見ていて心が温かくなる、本当にありがたい光景でした。また、自宅の前で毎朝、おはようございます、いってらっしゃいと子どもたちに声をかけてくださる保護者の方もいらっしゃいます。毎日でなくても、地域の皆さんが子どもたちをそっと見守り、応援してくださるだけで、子どもたちにとっても保護者にとっても大きな安心につながり、温かな気持ちになります。こうした地域の力は、災害級の暑さの中で体調を崩した子どもへの気づきや、早期の対応にもつながるものと考えます。

そこで、熱中症で体調が悪くなった子どもに対応できるよう、登下校時に一緒に歩くスクールガードに加え、地域の住民の皆さんが自宅前や近隣で児童生徒を見守るなど、地域ぐるみで子どもたちを支える仕組みづくりはできないか、お尋ねをいたしたいと思います。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

熱中症による体調不良に限らず、防犯、交通安全の観点からも、児童生徒が安全に登下校できる環境を整えるためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携した見守りが重要であると認識しています。

そのため、各学校では、議員のおっしゃるような登下校時に自宅付近で見守っていただく見守り隊などについて、PTAや学校運営協議会、地域学校協働本部を通じて周知し、ご協力いただける方を増やすよう努め、地域と一体となった通学路の見守り活動や、挨拶運動などに取り組んできたところです。

今後もこの取組を継続し、見守り体制を充実させることで、児童生徒が安心して登下校できる環境づくりに努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。熱中症対策のみならず、防犯や交通安全の観点からも、学校、家庭、地域が連携した見守り活動を進めていただいていることに感謝いたします。特に地域の皆様のご協力に支えられた見守り活動は、子どもたちが安心して登下校できる環境づくりに大きく寄与しているものと考えます。

一方で、近年の災害級の暑さの中で、子どもたちの体調変化にいち早く気づき、声をかけることができる地域の見守りの役割は、これまで以上に重要になってきております。今後も地域の担い手の確保や負担軽減にも配慮しながら、学校、家庭、地域が一体となった見守り体制のさらなる充実に努めていただくことを期待します。

自分自身も登校の途中で出会う出勤の方とか地域の方に挨拶をしながら、子どもたちにもこの地域の人には安心できる人なんだよ、ここのおうちの方なんだよというのが分かる、感じてもらえるように、私自身、心がけて見守りを行っております。

では次、要旨の6に移ります。災害級の暑さへの新たな対応についてということで、今ま

でも三浦議員や小川隆広議員をはじめ、通学バスやスクールバスについては繰り返し議論が重ねられてきました。しかし、近年の猛暑はもはや異常気象だけでなく、毎年起こり得る災害として認識すべき時代になってきております。全国では従来の徒歩通学を前提としない新たな取組が少しずつ始まっております。

兵庫県加西市では、暑さの厳しい時期に限定してエアコン付きスクールバスを運行し、児童の熱中症対策を行っています。岐阜県本巣市では、新たにスクールバスを整備するのではなく、市内循環バスのダイヤを登下校時間に合わせて調整することで、費用を抑えながら通学支援を行っています。また、児童の少ない地域では長崎県長崎市のようにスクールバスではなくて、スクールタクシーを活用して必要な地域だけを効率的に支援している事例もあります。さらに、茨城県常陸太田市では、路線バスと通学支援を一体化し、公共交通の維持と児童生徒の安全確保を両立されております。加えて、猛暑日に始業時間や下校時間を見直したり、オンライン授業を組み合わせるなど、柔軟な対応を行う自治体も増えてきております。

このように、全国では1年を通じてではなく、暑さの厳しい時期に限定した対策や既存の公共交通を活用した対策など、地域の実情に応じた様々な工夫が行われております。私は、災害級の暑さが常態化する中、子どもたちの命を守るためには、従来の徒歩通学を当然とする発想だけでなく、新しい視点で対策を検討することが必要ではないかと考えます。

そこで、本市においても、スクールバスや民間送迎バス、わん丸君バスなど、既存公共交通の活用、スクールタクシー、さらには登下校時間の見直しなど、災害級の暑さを前提とした新たな対策についてどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

議員ご提案のスクールバスや民間送迎バスの活用につきましては、運用面とコストの問題が大きく、現状では導入することは難しいと考えています。また、登下校の時間の見直しにつきましては、保護者の就労状況や学校運営への影響などを踏まえると、多くの課題があると認識しております。

熱中症警戒アラートや気象状況に応じた柔軟な対応について、児童生徒の安全確保を最優先に他自治体の事例や学校現場の状況も確認しながら、研究してまいります。

なお、学校として今後実施するさらなる夏の猛暑への対策としましては、新たに体育館にも空調設備を設置していく予定です。

引き続き学校としてできる対応を行い、また、ご家庭でできる工夫もしていただきながら、児童生徒の命と健康を守ることを最優先に、安心・安全な教育環境の確保に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて、答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 私からも暑さ対策について少しお答えをさせていただければと思っています。

島田議員おっしゃったように、私たちが直面している今のこの猛暑というのは、昔の暑さとは違います。子どもたちの命を脅かす深刻な危機であると重く受け止めています。だから、ただいま教育部長が答えたとおり、様々対応しながら、ネッククーラーの検討についても、今後進めていきたいと思っていますし、まだなかなか進めていないもののコミュニティバスを利用した通学路も、前回改正したところでありますので、また様々な工夫を重ねていきたいというふうに思っています。

その中で問題と向き合うとき、何よりも子どもたちの目線に立ち、その不安に寄り添うことが重要なんだというふうに思っています。照りつける太陽の下、重いランドセルを背負って歩いてくる子どもたち、今日も無事に帰ってくるんだろうかって心配で送り出す保護者の皆さん、それに対して行政がどこまで寄り添っていけるかが大切なんだと思っています。その中で新しい事業を立ち上げるだけではなくて、今できることを総動員して、誰一人取り残さない、網の目を張ることこそが、私たちが求められる役割であります。

子どもたちへの無理をしなくていいとか、喉が渇く前に水を飲んでいいんだよとか、みんなで見守ってるんだよというメッセージが、学校でも家庭でも、そして地域でも自然に言い合えるような温かい見守りの空気を地域全体でつくっていかねばなりません。

大人の基準や前例で判断するのではなく、子どもたちの小さなＳＯＳや日々の変化に敏感に気づき、すぐに手を差し伸べられる柔軟な対応を徹底していきます。

この災害級の暑さに対し、市役所や学校、家庭、そして地域が一つの家族のように手を取り合い、子どもたちの命と笑顔を何としても守り抜いていく、そんな思いで取り組んでまいります。よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎６番（島田亜紀君） 市長の答弁ありがとうございました。体育館への空調設備をはじめ、児童生徒の命と健康を守るための様々な取組を進めていただいていることに、本当にとてもありがたく感謝いたします。

また、熱中症警戒アラートや気象状況に応じて柔軟な対応について研究していくとのことご答弁もいただきました。一方で、近年の暑さはもはや異常気象でなく、本当に毎年起こり得る災害というふうに認識すべき状況になっております。

全国では、期間限定のスクールバス運行や既存公共交通の活用、スクールタクシー、時差登校など地域の実情に応じた新たな取組も始まっております。ぜひ、犬山市においても、従来の発想に捉われることなく、災害級の暑さを前提とした子どもの命を守る対策として、引き続き研究を進めていただくことを強く要望し、次の質問に移ります。

件名２、事前防災の推進についてです。

近年、能登半島地震をはじめ、各地で大規模地震が発生しております。住宅の倒壊や家具の転倒による被害が大きな課題となっております。また、国の調査では、家具の固定を行っている世帯は約４割にとどまっており、特に高齢者世帯などでは、必要を感じていても、実際の行動につながらないことが課題とされています。

そこで、本市における事前防災の取組についてお尋ねいたします。

要旨 1、住宅耐震化率の現状について、まず、本市における住宅の耐震化の現状についてお伺いします。

大規模地震から市民の生命と財産を守るためには、住宅の耐震化を着実に進めていくことが重要であると考えます。そこで、市内の住宅の耐震化率は現在どの程度となっているのかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

本市における住宅の耐震化率は86.4%で、令和4年3月に策定した第3次犬山市建築物耐震改修促進計画に、住宅・土地統計調査等を基にした推計値として記載しています。

この計画は、令和4年度から令和12年度までの計画で、本年度計画の中間見直しを予定しており、住宅の耐震化率についても合わせて見直してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。

本年度計画の中間見直しに合わせて、住宅の耐震化率についても見直しを行うとのご答弁をいただきました。住宅の耐震化は市民の命を守る重要な備えであります。現状を的確に把握するとともに、さらなる耐震化の促進に向けて支援や啓発にしっかり取り組んでいただくことを期待いたします。

では、要旨 2、補助制度についてです。

次に、住宅の耐震化に対する支援についてお尋ねいたします。

耐震診断や耐震改修には一定の費用が必要となることから、行政による支援制度が重要であると考えます。そこで、住宅の耐震化に関する補助制度にはどのようなものがあり、対象や補助内容についてお聞かせ願います。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

住宅の耐震化を促進するための制度として、耐震診断と耐震改修に関するものがあります。耐震診断は、昭和56年5月31日以前に建築された、いわゆる旧耐震の木造住宅について、専門家による無料の診断を実施するもので、耐震性能を判定値で示します。令和7年度の実績は26戸です。

次に、耐震改修ですが、耐震改修費補助、段階的耐震改修費補助、除却費補助、耐震シェルター整備費補助と4つの補助制度を用意しています。

その中で最も多く利用されている除却費補助は、耐震性の低い住宅の除却費の一部20万円を上限として補助する制度で、令和7年度の実績は24戸です。

次に、多く利用されている耐震改修費補助は、耐震性の低い住宅の耐震性を満たすように

改修する工事に対して、115万円を上限に補助する制度で、令和7年度の実績は15戸です。

なお、段階的耐震改修費補助と耐震シェルター整備費補助については、令和7年度の実績はありません。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。地震による住宅の倒壊から命を守るためには、制度を設けるだけでなく、実際に利用していただくことが重要であります。特に利用実績の少ない制度においては、なぜ活用されていないのかを検証し、市民ニーズに合った制度となるよう、周知方法や支援内容について工夫を重ねていただくことを期待いたします。

では次に、要旨3です。高齢者世帯や要支援者に対する家具固定支援強化についてです。

次に、家具の転倒防止対策について伺います。

地震による負傷者の多くは、家具の転倒や落下によるものであり、住宅の耐震化と合わせて、家具固定を進めることが重要であります。特に高齢者世帯や障害のある方など、自ら器具を取り付けることが困難な方への支援が必要であると考えます。

そこで、本市が実施している家具等転倒防止器具取付事業の制度内容と、これまでの利用実績についてお聞かせ願います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

家具等転倒防止器具取付事業は、地震発生時における家具等の転倒による人的被害の軽減を目的として、65歳以上の高齢者のみの世帯や、要介護または要支援の認定者がいる世帯、障害者がいる世帯などを対象に、1世帯4点までの家具等への転倒防止器具の取り付けを市が無償で実施するものです。

過去3年の施工実績につきましては、令和5年度は43件、令和6年度は47件、令和7年度は21件となっています。

また、平成24年の事業開始からこれまでに1,057件施工しており、ご自身で転倒防止器具を設置することが困難な方の室内安全対策の一助としてご活用いただいているところです。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。平成24年度から1,057件もの施工実績を積み重ねてこられたことに感謝申し上げます。家具の転倒防止は、地震から命を守るための身近な効果的な備えです。必要な方にこの制度がしっかり届くよう、今後も丁寧な周知と利用促進をお願いし、最後の質問に移ります。

要旨4です。制度の周知から実際の行動につなげる取組についてです。

最後に、制度があっても、市民の皆様十分に知られていなければ利用につながりません。また、制度を知っていても、申請方法が分からない、手続が煩雑であるなどの理由から利用をためらう方もおられると思います。

そこで、家具等転倒防止器具取付事業について、どのような方法で市民へ周知を行っているのか。また、申請から実際の取り付けまでの流れはどのようなになっているのかお聞かせく

ださい。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

制度の周知については、防災ハンドブックや年度初めに市の広報で掲載するほか、地域の訓練において説明をしています。加えて、毎年実施する高齢者の実態調査時に、民生委員を通じて対象者へチラシを配布しています。

次に、申請から取り付けまでの流れについては、家具の固定を希望される方から申請書を提出していただいた後、委託事業者が申請者宅を訪問して、家具等の設置状況を確認した上で、転倒防止器具の取り付けを行います。調査の際には、取り付ける器具の種類や位置など、申請者の意向を確認し、安全かつ効果的な箇所を選定するよう努めています。

今後も制度の周知に努めるとともに、家具転倒防止器具の取り付けを啓発し、家具等の転倒による被害の軽減に向け取り組んでいきます。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。制度の周知について、防災ハンドブックや広報紙への掲載に加え、民生委員の皆様を通じたチラシ配布など、丁寧に取り組まれていることを評価いたします。

また、申請者の意向を確認しながら、安全かつ効果的な場所に転倒防止器具を設置していただいていることは大変心強く感じます。家具の転倒防止は、地震から命を守るための重要な備えです。必要とされる方に制度がしっかり届くよう、地域包括支援センターやケアマネジャーなど関係機関とも連携しながら、引き続き周知と利用促進に努めていただくことをお願いいたします。

災害が起きてからではなく、災害が起きる前にできることを一つ一つ積み重ねていくことが、大切な命を守ることにつながると確信しております。備えあれば憂いなしの言葉のとおり、市民の皆様が安心して暮らせる犬山市を目指して、私自身も地域の皆様とともに取り組んでまいりますことを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 6番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時35分まで休憩いたします。

午後2時24分 休憩

再 開

午後2時35分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創犬会、玉置幸哉です。議長にお許しをいただきました4件

の一般質問について、順次行っていききたいと思います。

件名 1、公共施設トイレ洋式化整備計画についてであります。

当市では、平成29年度から公共施設トイレ洋式化整備が進められています。まずはその進捗状況についてお聞きします。計画どおりに進んでいるのか、整備されていない施設はあるのか、またその理由を教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

平成29年度に市内公共施設のトイレ洋式化の優先順位を決めるため、早急に洋式化を進める必要がある施設、今後、洋式化を進めることが望ましい施設、洋式化の必要はない、または物理的に困難である施設と3つの分類に区分し、令和12年度までの14年間を計画期間とする公共施設トイレ洋式化整備計画が策定されました。

計画策定時において早急に洋式化を進める必要がある施設として14施設、今後、洋式化を進めることが望ましい施設として41施設を選定し、1施設当たりのトイレ洋式化率が50%以上となることを目標に整備を進めているところで、今年度末までには、早急に洋式化を進める必要がある施設では86%、今後、洋式化を進めることが望ましい施設では59%の施設においてトイレ洋式化が完了する予定です。

未整備の施設においては、整備計画を策定した時点から、その施設の位置づけに変化があったり、その施設自体の老朽化に伴い、他の緊急修繕などを優先しなければならない事情もあったりして、必ずしも当初の整備計画どおりに進捗していない施設もあります。

今後も、毎年度進捗管理を行う中で、令和12年度までに整備を完了できるよう取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今の答弁ですと、様々な計画はあるんだけど、優先順位をつけながらやっていくと。諸事情があり、できなかった施設もあるよということだったというふうに思います。

この質問するに至っては、実は再質問のほうにも入るんですけど、木曽川犬山緑地グラウンドのトイレが、もう床がふにやふにやで抜けそうになっていてというところから、実はちょっとホームページを見させていただいたんです。そしたらホームページがちょっと古いものであって、なかなかその計画は本当にどうなんだろう、進んでいるのか。例えば今のお話をした木曽川犬山緑地ですと、令和7年度に終わっている予定の計画だったものですから、聞いてみたらというか、見ても全然進んでいませんで、この質問に至ったわけです。

ここで、今話している再質問、木曽川犬山緑地の公園のトイレについて聞きたいと思いますが、今お話ししましたとおり、計画はあつてると、でも私たちよく木曽川犬山緑地のグラウンドを使うものですから、これ計画には出ていたんだけど、なかなか直ってないなとか、あれこれなぶった形跡がないなということが確認をできていましたので、あれっていつ直したんだろう、計画はあるけど古いままだよなって。調べていくと、やっぱり以前から直

されてないなというふうなことが確認をできています。

あそこのトイレは、グラウンドの東面、野球場の東面、西面にそれぞれトイレがあるんですけども、そのトイレは河川敷の扱いのところにはあるもんですから、移動式のものでなくてはならないということと、また1年に1回防災訓練があつて、吊り上げ式でトイレを上げなければいけないということもありますので、なかなか難しいとは思いますが、今も、近年も、木曽川犬山緑地グラウンドで、喫緊ではソフトボールの愛知県大会が行われたり、また1月ぐらいになると、少年野球の軟式野球の中部選抜大会が行われたりということで、様々なところからも人のお見えになりますし、市民利用も非常に多い施設であるというふうに思っていますが、この辺の木曽川犬山緑地公園のトイレについて、当局はどのようにお考えですか、ご答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） 再質問にお答えいたします。

木曽川犬山緑地の野球場及びテニスコートに隣接した移動式のトイレの洋式化については、スポーツ施設全体の中で、他の緊急修繕を優先させたことにより、令和7年度の修繕を見送ったものです。

議員ご指摘のとおり、野球場隣接のトイレについては、設置後約30年が経過しており、床の下地材の劣化による不具合があり、不安定な状態となっているため、テニスコート隣接のトイレと合わせて最優先で床の修繕及び洋式化工事を実施するよう現在既に発注済みで、令和8年7月中には工事が完了する見込みです。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。今年度中にしっかり修繕していただけるということで、そこは安心しました。やっぱりホームページ等々にこういう結果をタイムリーに出していただかないと、我々見る資料としてはこれしかありませんので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

それでは、件名2であります。中学校の部活動、吹奏楽について、要旨は1つ、現状の吹奏楽部の活動についてであります。

前回の議会で、2月議会でも、私はこの部活動、スポーツの活動について質問しております。今回は吹奏楽に特化してということでお尋ねをします。

吹奏楽の活動については、令和6年度、令和7年度、二度にわたり民生文教委員会の所管事務調査のテーマとなっていました。そのときにも場所の問題、指導者の問題、それから楽器の管理の問題、予算の問題など様々議論がされてます。再度、確認の意味で現状の吹奏楽部の地域展開について、どのようになっているのか進捗をお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

吹奏楽部の地域展開につきましては、現在、市内4中学校を2校ずつに分け、犬山中学校と城東中学校によるノースウィンドオーケストラと、東部中学校と南部中学校によるサウスウィンドオーケストラという2つの休日合同部活動のバンドとして活動を行っています。

将来的には、地域による主体的な活動である地域バンドに発展していくことを目指しておりますが、継続的な運営には、ご指摘のように、活動費の確保、専門的な指導者の確保、育成、マネジメント体制の確立、安定的に活動できる練習場所の確保など多くの課題があり、現時点ではそれら全てを解決できている状況にはありません。

そのため、生徒の活動機会の維持を第一に、急激な移行による混乱を避けるため、令和9年夏の吹奏楽コンクールまでは、現在の合同バンドによる活動体制を継続し、その後、コンクール終了後を一つの区切りとして、令和9年9月から地域バンドとしての運営に段階的に移行していく予定です。

なお、上記の課題解決に向けて、現時点では特に指導に携わっていただける講師や、全体の指導者の確保に向け、働きかけを進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。現状、ノースウィンドオーケストラ、サウスウィンドオーケストラということで、4中学校を2つに分けて、それぞれ活動をやっているということが分かりましたし、今後、令和9年の、来年度ですね、夏の吹奏楽コンクールまでは、その体制を維持すると。その後という話ですね。スポーツのときにも言わせていただきましたけども、もう今までは学校教育の一環として部活動の中の取組だったんですね。スポーツは今年度9月から地域展開、いよいよ本番です。今の話で行くと、吹奏楽は来年度の9月、コンクール終了時点ということになるという答弁でありましたので、そこからいよいよ地域展開の本番が始まるのかなと、そこがやっぱり社会スポーツに変わっていくところだというふうに自分の中では認識しています。

そこで再質問です。

スポーツ系はある程度、移行も準備も始まって、受皿もできてということは理解しました。ただ、やっぱり吹奏楽はまだまだちょっとやっぱり指導者の問題、やる場所の問題ということも含めて課題が多いのかなというふうには分かりましたけども、地域の受皿、活動をする場所の確保、大会への参加は先ほど今言及されましたので、ちょっと安心するところではありますが、この点について、もう少し詳しく再質問でお聞きしたいと思います。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） 再質問にお答えします。

課題の解決に向けて、具体的に調整を進めている内容についてお答えいたします。

指導者の確保については、休日合同バンドを指導されている教員と意見交換を重ね、地域バンド移行後も指導を継続していただけるかの意向確認を行っています。

また、市登録の部活動指導員の方々にも、地域クラブでの指導を行っていただけないかア

アプローチをしており、このほかにも、外部の音楽関係者の方々にもアプローチをしているところ です。

次に、活動場所や楽器の保管場所については、地域バンドに移行した後の学校施設の継続利用に対する課題の洗い出しや、市民文化会館と南部公民館の活用についても検討を行っています。

なお、大会の参加につきましては、合同バンドも令和9年9月以降の地域バンドも愛知県吹奏楽連盟主催の吹奏楽コンクールやアンサンブルコンテストに出場できることを確認しております。

今後も部活動地域展開ニュースを定期的に発信し、生徒や保護者に届くようにすることに加えて、地域クラブの方向性が固まり次第、改めて入部希望者や保護者に対する説明会を開催してまいります。

多くの課題がありますので、1つずつ着実に解決の方向性を見いだし、できる限り早く生徒や保護者にお伝えできるよう、仕組みの構築に向けて取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 私からもお答えをさせていただきます。

自分自身、子どもの頃夢中になった部活動の思い出や、そこで得た仲間との絆は、今も人生の大きな財産となっています。だから、この吹奏楽部の地域展開という大きな転換期に、子どもたちの輝ける場と音楽を愛する心を何としても守り抜きたいという強い思いを持っています。これは皆さん同じです。確かに指導者や場所の問題、高額な費用負担など、吹奏楽部特有の超えるべきハードルは少なくありません。でも、今、答弁で申し上げたとおり、着実に1つずつ前に進めているところであります。

一方で、これを単なる学校の働き方改革や、学校から地域への義務や負担の移転にしているのではないと考えています。むしろ学校という枠組みを超えて、市民皆さんや団体、そして、犬山市が一体となって地域全体で子どもたちを育む新たな協働の仕組みをつくる好機とも捉えています。

ちょっとイメージしてみてください。子どもたちが地域クラブで、例えばプロの演奏家や、地域の音楽愛好家、あるいは他校の仲間たちと交わり、より広い世界で多様な感性を育まれている、そんな光景を想像しながら、これまでの部活以上の豊かな教育環境をつくり上げていきたいと思っています。

ですから、令和9年秋の完全移行を見据え、一步ずつ着実に課題をクリアし、子どもたちが不安なく、これまで以上に豊かな環境で音楽を奏で続けられるよう、オール犬山で持続可能な受皿づくりを推進してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 市長、答弁ありがとうございます。

やっぱりそうなんですよね。子どものその活動の機会というのが失われてはいけない。国が教員の多忙化解消のために行われてきたこの地域展開です。今も様々スポーツ系では地域

展開で地域クラブが立ち上がっていますけども、やっぱりそこには教員の方もご協力いただいているという話もよく聞きますし、実際そうだと思います。なかなか地域の方にそれをお願いしようというふうに言っても、なかなかその受皿が100%、地域の人たちが本当に専門的なスポーツをやってきたのか。例えば音楽で行けば本当に音楽をやってきた人がいるのか、その人たちが時間があるのかというと、なかなか難しいところは僕はあると思うんです。でも、犬山市内はやっぱりそういった協力していただける人材が僕はあると思っていますし、実際もう既にスポーツの面でも動いていると思います。

これからやっぱり吹奏楽についても、人材確保という点では、なかなか難しいところはあるとは思いますが、ぜひ、学校教育、同じ教育部の中にはなると思うんですけども、多分、課としては文化推進課のほうになるのかなというふうに思いますが、同じ部の中ですので、今まであった問題点を今度は違う課のほうで、しっかりとмонでいただきたい。

やっぱり一番大きく、課題だというのは、やっぱりお金の問題なのかなというふうに思っています。部活動はやっぱり今まであまりお金がかかってなかったですね。やっぱりいろんな部分で学校側が補助したりという部分があったと思いますので、今度、地域展開になったときには、それがやはり保護者負担になってくる。一定の負担は僕は仕方ないのかなと思っています。ただそれが高額になったときには、やっぱりできる子、できない子という差ができてしまってもいけないなというふうに思いますので、ぜひその辺の課題をしっかりと洗い出していただき、解決に向けて、私たちも努力していきたいというふうに思っています。

続きまして、件名3であります。尾張北部聖苑の今後について、要旨は1点です。

尾張北部聖苑の施設の老朽化についてであります。

前回もこの尾張北部聖苑については、炉の問題で平均身長が大きくなっていく中で、炉の改修をどうしていくのかという質問をさせていただいておりますが、今回は尾張北部聖苑の建物、躯体の老朽化についてお尋ねをします。

稼働年数は37年が経過をしています。現状は火葬炉のメンテナンス、令和6年度から順次更新をされて、令和9年度までに10基全てを更新するという情報が来ております。

ただ、炉の話であって、施設全体の老朽化については、今のところ確認ができていません。

建物は鉄筋コンクリートの建物ですので、法定耐用年数約50年というふうになっております。今、37年経過しておりますので、残りが13年、そういう期間になってきているというふうに思います。あれだけ現場に行ってみると、やっぱりすごい施設ですね。やっぱり建物自体もすごいですし、使われている資材もすごいと思います。それを建て替えるにしても、大きな資金が要するというふうに思いますし、あそこで修繕をしていこうというふうに思っても、かなりの資金が要ると。そういうことを考えると、整備計画もそろそろ出さないといけないかなと思ってます。

基本的には広域の組合で運営をしている施設であります。当市としても、やっぱり中心を担っている一つの市だというふうに思っていますので、当局としてどのように見ているのかお示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

尾張北部聖苑は、犬山市、岩倉市、江南市、大口町、扶桑町の3市2町に住む方が使用する施設として、平成元年度に供用開始しており、先ほど議員お話のとおり37年が経過しております。

3市2町の人口が約27万人であり、また施設の特性から、施設運営が与える影響の大きさや範囲は広く、安定して運営することが求められる施設であるため、管理運営する愛北広域事務組合では、施設を適切に維持するために、火葬炉をはじめ、施設整備等については、オーバーホールや修繕を必要に応じて行っており、その報告は定期的に受けております。

現時点で、施設全体の修繕や建て替えなどの整備計画については、組合からは示されてはおりませんが、尾張北部聖苑は鉄骨鉄筋コンクリート造りであり、その耐用年数の考え方については、こちらも議員ご案内のとおり、減価償却費を算出するための法定耐用年数の場合ですと50年となります。

一方、建築物の躯体などが物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される性能を下回るまでの物理的耐用年数の場合は65年となり、用いる耐用年数の種類によって、施設の整備計画を考える時期に開きが生じることから、こうした数値も踏まえ、今後検討されていくものと考えております。

いずれにしても、尾張北部聖苑は耐用年数の半分以上を超えておりますので、犬山市としてはもちろんのことですが、構成市町の全てにとって必要な施設であることから、議員のご意見につきましては、構成市町の一員として受け止め、組合にお伝えしてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。我々も議会から代表の組合議員が出ておりますので、ぜひともこういうことはその組合議会で話をさせていただきたいと思います。

令和4年、5年、6年の実績ですか、今、ホームページから取ってきたんですが、横ばいです。令和6年度は3,337件、火葬炉は使われておりますし、令和5年も3,252件ということで、やっぱり数多くの実績というか使われます。今、高齢化のことを考えましても、この数字というのは落ちることはほぼないというふうに思っていますので、今後、先々、耐用年数が50年か65年かという話もありますけども、今後の人口減少を考えながら、やっぱりあるべき姿、この組合のあるべき姿、実績を見ながら、多分考えていかなければならないなというふうに思いますので、また組合議会の議員にもお願いをしたいと思います。

それでは最後です。4件目、市内事業所の人材確保の支援についてであります。

要旨は1つ、市内事業所の認知度アップについてです。

私は以前から、若者の流出を防ぐ手だてとして、奨学金の返還を一部、当市のほうで負担をしていかないと、そんな質問もしてきました。やっぱり若い人たちがどんどん流出をしまっているということをずっと言い続けてきています。今回もこの質問をするに当たり、実は市民部のほうで少し調べていただきました。転入・転出等々を確認をしたところ、年齢ですね、19歳から22歳ということで、多分大学卒業して就職というところを見えています。その数字を見ていると、令和5年ですと22歳だと転出が190人、転入が118人、これが19歳か

ら22歳で見てみますと、マイナス74人、令和6年度も実は転入・転出の差がマイナス67人、令和7年度もマイナス67人ということで、転入・転出の差がやっぱり70人ぐらいあるということは、その年代の若い人たちが70人減っていつているという肌感覚ではなくて、もう実際の数字では分かってきています。なので、本当にこれ、我々としては危機感を持って、若い人たちの流出を止めなければいけないなという、その観点で質問をしております。

ただ、今まで言ってきた、その奨学金の一部返済を市でしようと、実はこの質問の前までには思っていました。いろんなデータを集めてきました。全国ではそういった自治体が1,800自治体にも上っていつているんですね、実は。増えていつている。増えていつるんだ。やっぱり自分の思っていること間違いじゃないなと思っていたんですが、実はこの質問を取り上げるときに、この犬山市内の事業所の採用担当者の方と意見交換をしました。その中で出てきたのが、やはりなかなか地元の新卒の採用ができない。その事業所はまあまあ大きいんで、年間に70人から80人採用しているそうです。そこでも実は3年前に、犬山市民が1人だけ採用できた。3年前ですよ。ということは、3年間80人で換算したら、240人分の1だけが犬山市内の子だった。来てくれなかったというふうに言ってみえました。

奨学金の話より、地元のその採用の担当者にしてみると、これはねと、奨学金云々の話じゃないかもしれないね。県のほうも実は中小企業の奨学金の一部返済というものもやっておりますし、実は事業所においても、そういった奨学金の一部肩代わりして、新しい新卒の入社を求めていくというのは、もうやってみえるみたいです。やってみえていても、この現状だということで、どうしたらいいんだろうねという話をしまりました。

様々な就職の担当者とも意見交換をしてきた中で、ちょっと一つご提案をしたいこともありまして、この質問を取り上げております。

企業の方からしてみると、奨学金云々よりも、うちの事業所はどんな工場なのか、どんなものを作っているのか。例えば、自分たちの生活の中で、これに使っているんだよと、実は身近なものを作っているんだよということを意外に知られていないと。だから、地元の人たちに自分たちの企業をもっと知ってもらいたいと、それはやっぱり学生さん、それは小学生だったり中学生だったりというところに、少し案内したいなというようなお声をいただきました。

僕もいろいろ調べてみたら、また知人からちょっと情報がありましたんで、岐阜県関市では、「関の工場参観日」と銘打って、関市が主催をして関市ものづくりの現場を見学、体験をできるイベントをもうやられています。やっぱり刃物のまちなんで、そこがなかなか若い人たちが入社してこないというような問題があって、そういうことをやられているみたいです。

地元企業の魅力を再認識してもらおうとともに、まちもやっぱり市内事業所が元気になれば、元気になるわけですよ。また、地元のやっぱり工場、そういうものに就職することにより、その市へ、まちへの愛着も育む機会だということで、関市は工場参観日というのをやってみえるということです。

当市も、事業所の採用担当の方は、認知度が低いんで、とにかく地元の人たちにそういうことをやってみたいという思いがありますんで、僕はぜひとも、市が中心となって、商工会

議所とか、ハローワークとか、そして学校を巻き込みながら、工場参観日、二番煎じで申し訳ないんですけども、いいものはやっぱりやっぴりやっぴりという方向のほうが、僕はいいなというふうに思っていますが、当局の考えはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

市内事業者を対象に、令和6年度に実施した産業施策に関するアンケート調査では、人手不足について課題を感じている事業所が多く、行政に求める支援として、労働者確保のための支援に非常に関心が高い結果となりました。

このため、令和7年度から市内事業者の人的リソース不足への対応施策に重点を置いて進めるため、具体的な施策の検討に着手していることは、さきの2月定例議会での柴田議員の一般質問でもお答えしたとおりでございます。

今回、議員からご提案をいただいた市内事業者の認知度向上のための事業所見学会については、昨年度に限定的な事業者の動きとして、犬山工場公園工業会の会長企業が中心となって、市内の公立高校2校を対象とした工場見学会を開催しており、その際、市・犬山商工会議所・ハローワーク犬山も連携して加わることで、地域全体での実施に向けたいい意味での研究にもつながっており、今年度は高校数を増やして実施されていく予定でございます。

また、議員からもご紹介のあった関市での工場参観日については、昨年度開催時に、こちらも商工会議所、ハローワークと一緒に視察を行うとともに、担当者から開催に至った経緯や実施方法、現状などについてお話を伺ってまいりました。

関市での取組は、事業所にとって自社の認知度向上だけでなく、会社や仕事への理解ややりがいの向上につながり、従業員のエンゲージメントの高まりにより、結果として生産性や経営力のアップにも寄与しているとのことでした。

このため、当市においても市が音頭を取り、市内事業所の見学会を市民に根づいたイベントとなるよう、継続して開催することを目標に、中長期的な視野に立った人材確保の土壌づくりの一つとして、来年度からの実施に向け進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。もう既に足がかりはあるなというようなことが分かりました。来年度からもう少し大きくというような、今答弁だったと思いますので、ぜひとも、やっぱり何だろうな、子どものときにお父さんがどこの仕事に行ってるのか、こんなもん作っているんだよというの、子どもさんって興味あるんですよ、やっぱりね。そういったところも利用しながら、やっぱり地元の子が地元の事業所、こんな会社あるんだとか、こんなもん作っているんだという、やっぱり現場で見るのがすごく重要だと思いますので、例えば企業にはいろんなPR動画とか、そういうのはもうあると思いますので、やっぱり肌で感じることは重要だと思いますので、やっぱりこの犬山の事業所全体が中小ともに、大きな企業もそうですけども、中小企業はやっぱり元気になっていかないと、犬山市も元気になっていかないというふうに思いますので、ぜひともこの新たな、工場参観日は関

市のものなんで、新たなネーミングも付けられて、市民の方が喜ぶような、そんな事業に
していただくことを期待申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日16日午前10時から本会
議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時11分 散会